平成27年白老町議会第1回定例会3月会議会議録(第1号)

平成27年 3月 9日(月曜日)

開 議 午前10時00分

閉 会 午後 4時26分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 平成27年度 町政執行方針説明
- 第 6 平成27年度 教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第25号 白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例の制定について
- 第 8 議案第46号 農用地の災害復旧について
- 第 9 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第10号)
- 第10 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 第11 議案第 3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第 4号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第 5号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1 号)
- 第14 議案第 6号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第 7号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第 8号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第23号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条 例の制定について
- 第18 議案第38号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第26号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 第20 議案第29号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第30号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 第23 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
 - 報告第 2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第24 議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について
 - 議案第22号 白老町学校給食費条例の制定について
 - 議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について

- 議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 議案第35号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定 について
- 議案第37号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例 の制定について
- 議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 9号 平成27年度白老町一般会計予算
- 議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算
- 議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- 議案第16号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算
- 議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○会議に付した事件

- 議案第25号 白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例の制定について
- 議案第46号 農用地の災害復旧について
- 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第 3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 4号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 5号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 6号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 7号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 8号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第23号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制 定について
- 議案第38号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

- 議案第26号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 議案第29号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について
- 議案第22号 白老町学校給食費条例の制定について
- 議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について
- 議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 議案第35号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制 定について
- 議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 9号 平成27年度白老町一般会計予算
- 議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算
- 議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- 議案第16号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算
- 議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

〇出席議員(14名)

1番 氏 家 裕 治 君 2番 吉 田 和 子 君 3番 斎 藤 征 信 君 4番 大 渕 紀 夫 君 5番 松田 謙 吾 君 7番 西 田 祐 子 君 8番 広 地 紀 彰君 9番 吉 谷 一孝君 10番 小 西 秀 延 君 11番 Щ 田 和 子 君 12番 本 間 広 朗 君 13番 前 田 博 之 君 14番 及 川 15番 山 本 浩 平 君 保 君

〇欠席議員(なし)

〇会議録署名議員

13番 前 田 博 之 君 1番 氏 家 裕 治 君 14番及川保君

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸 田 安 彦 君 副 町 長 白 崎 浩 司 君 教 育 長 古俣博之君 理 事 山本 誠君 総合行政局 長 岩城達己君 総合行政局財政担当課長 安達義 孝 君 総合行政局企画担当課長 明君 高 橋 裕 務 長 大黒克己君 課 町 民 課 長 南 光 男 君 生 活 環 境 課 長 竹田敏雄君 中村英二 生活環境課町民活動担当課長 君 生活環境課アイヌ施策推進担当課長 廣 畑 真記子 君 産 業 経 済 課 長 石 井 和 彦 君 産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長 本 間 力 君 産業経済課港湾担当課長 赤 城 雅也君 健 康 福 祉 課 長 長 澤 敏 博 君 健康福祉課高齢者介護担当課長 田尻康子君 建 設 課 長 岩 崎 勉君 田中春光君 上下水道課長 会計課長・会計管理者 熊倉博幸君 教 育 課 長 高 尾 利 弘 君 教育課(仮称)食育防災センター開設準備担当課長 葛 西 吉 孝 君 子 ど 坂 東 雄 志 君 \$ 課 長 院 事 務 野 宮 淳 史 君 病 長 消 防 長 中 村 諭 君 監 查 委 員 菅 原 道 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

 事
 務
 局
 長
 岡
 村
 幸
 男
 君

 主
 幹
 本
 間
 弘
 樹
 君

◎開議の宣告

○議長(山本浩平君) それでは、本日3月9日は休会の日ですが、議事の都合により、特に、第1回定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(山本浩平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規定により、議長において、13 番、前田博之議員、14 番、及川保議員、1 番、氏家裕治議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(山本浩平君) 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員長から2月25日及び2月27日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大渕紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大渕紀夫君登壇〕

〇議会運営委員会委員長(大渕紀夫君) 議長の許可をいただきましたので、2月 25 日及び2月 27 日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、平成27年第1回定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月23日から25日の3日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成26年度各会計補正予算8件、平成27年度各会計予算12件、条例の制定・一部改正・廃止23件、市町村計画の変更1件、協定書の締結1件、災害復旧に関する議案1件、合わせて議案46件であります。

また、議会関係としては、例月出納検査の報告、議員の派遣承認、委員会条例の一部改正等が予定されております。その取り扱いの協議の結果は、会議規則第 31 条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第 9 号から第 20 号までの平成 27 年度各会計予算 12 議案と、議案第 21 号、22 号、24 号、27 号、31 号、32 号、35 号から 37 号、39 号、42 号、44 号の新年度予算に関連する 12 議案、合わせて 24 議案を一括とし、また監査に関する報告、第 1 号及び第 2 号の 2 議案を一括とするものであります。

次に、代表及び一般質問は 2 月 2 7 日 10 時に通告を締め切っており、代表質問については、 3 会派 3 人から 4 項目の通告を受けており、一般質問については、議員 7 人から 9 項目の通告を受けております。

このことから、代表及び一般質問は3月10日、11日、12日の3日間を予定し、10日に代表質問、11日及び12日に一般質問を行う予定としております。

次に、平成 27 年度各会計予算と関連議案の 24 議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月16日、17日、18日及び19日の4日間、休会中の審

査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表・一般質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月20日までの12日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に 特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長(山本浩平君) ただいま議会運営委員長の報告がございました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(山本浩平君) 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

第1回定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね12日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第 111 条第1項ただし書きの規定に基づき、定例会 12 月会議及び1月会議において、議員派遣の議決をした以降、現在まで議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長(山本浩平君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

〇町長(戸田安彦君) 平成 27 年白老町議会定例会 3 月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。 初めに、一般財団法人白老町体育協会からの指定寄付についてであります。白老町体育協会の一般財団法人化に伴い、町民の体育振興に資するため、基本財産の一部である 5,500 万円を、本町にご寄付いただくこととなりました。なお、当該寄付金については、体育振興基金へ積み立てることとし、補正議案として追加提案させていただきます。

次に、美園児童館遊戯室床改修工事の中断についてであります。本事業は、先の定例会 12 月会議において補正予算として可決いただいた遊戯室床の不陸を解消する改修工事でありますが、工事開始後に基礎のひび割れ等、構造上の破損が激しいことが判明したため、工事の中断を決定したところであります。現在、施設の破損状況等の全体調査を行っており、今後詳細設計に着手する予定でありますが、早急に全施設利用できるよう対策を講じてまいります。また、代替施設の確保や工事中の子ども達の安全に十分配慮してまいりたいと考えております。

最後に、(仮称)食育・防災センター建設事業の事務処理についてであります。本事業の推進に当

たり、手続き上での不適切な事務処理により、先の定例会1月会議において議会運営に支障を及ぼし、 さらに議員をはじめ関係各位に多大なるご迷惑をおかけいたしました。このような事態を招いたこと に対し、私自身深く反省しており、衷心よりおわび申し上げる次第であります。本件につきましては、 副町長以下、関係職員に対し厳正な対応を行っておりますが、今後は更なるチェック体制の強化を図 り、再発防止に努めてまいります

なお、本3月会議には、新年度各会計予算案を含む議案 46 件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

◎平成27年度町政執行方針説明

○議長(山本浩平君) 日程第5、この際、町長から平成27年度の町政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長、どうぞ。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

〇町長(戸田安彦君) 平成 27 年白老町議会定例会 3 月会議の再開にあたり、27 年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私が白老町長に就任し、町政運営を託されてから、3年4ヶ月が経過したところであります。

これまで私は、町財政の健全化をめざすとともに、地域の活性化や町民の安全安心に取り組み、「町民の笑顔が見えるまち」を築いていくことが使命であると心に刻み、食材王国しらおいのブランド強化や食育防災センターの建設、老朽化施設の改修など、社会基盤の整備促進に努めてまいりました。また、地域とのパイプを太くする地域担当職員制度の構築や「子ども憲章」による子育て環境の充実、さらには、2020年一般公開となる「民族共生の象徴となる空間」の整備促進に向けて町政運営に傾注してまいりました。

就任以来、経験したことのない災害の発生や国際問題による観光客の減少、消滅自治体と称される人口減少問題など、今後のまちづくりへの課題が山積する中で、徐々にではありますが、全国的には国内経済が回復傾向にあり、外国人旅行者も史上最高に達するなどの状況とともに、本町に開設される(仮称)国立アイヌ文化博物館を追い風と捉えて、新たな発展につなげてまいります。

そして、町民の皆様とともに蒔いてきた将来への種が芽を出し、笑顔の花を咲かせ、まちづくりの 実になる。その期待と思いを強くしております。

27 年度の町政執行にあたりましては、子どもからお年寄りまで、また1次産業から3次産業までみんなが関わり、連携を強め、ふるさと白老に気持ちを集め、誰もが自分らしく生きがいを持って生き生きと暮らし、笑顔を交わす活気あふれる町をめざしてまいります。

そして、町民の皆様一人ひとりがお互いを理解し支え合い、尊重し合って、それぞれが持つ役割にまちづくりの主人公として最善を尽くすことによって、安心して暮らすことができる「共生のまちづくり」を進めてまいります。

一つには、2020 年の象徴空間一般公開に向けて、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、アイヌ文化が直面している課題に国とともに対応し、将来に向けて多様で豊かな文化や異なる民族との共生を尊重する多文化社会の尊重・共生をめざしてまいります。

二つ目に、地域コミュニティの活性化に向けて、共同体意識の希薄化や高齢化による活動低下などの解消を図り、少子化による子育て支援や青少年の健全育成などにも暮らしの共助・共生を図ってまいります。

三つ目に、町の活性化や産業の振興に向けて、経済活動を行う各産業分野や事業者がさらに協力し、 地域力と行政力を集中させ、各分野の産業や企業が衰退しないよう産業の連携・共生をめざしてまい ります。

この三つの共生の視点に基づいたまちづくりを推進するためには、確かな展望や方針が共有され、 白老町全体が一丸となった取り組み体制を築き、心を一つにして果敢に挑戦していかなければなりま せん。特に、町といたしましては、5年後に迫る象徴空間一般公開を最大の起爆剤として捉え、さら には、国が進める地方創生の流れをプラスして、町民が輝く「共生のまちづくり」を進めてまいりま す。

共生のまちづくりのために、私は次の「希望・期待・活躍」の3点を町政に臨む基本姿勢といたします。

一つ目は、まちの展望を明確にして「希望」を叶える町政であります。「1年、3年、5年先のあるべき姿を持っている人は毎日の仕事が輝き、持たない人はただの作業に追われている人です。」

これは、1999 年米国経済誌フォーチュンで 20 世紀最高の経営者に選ばれた元ゼネラル・エレクトリックの最高経営責任者だったジャック・ウェルチ氏の言葉です。

同じ仕事をしていても、将来の目標が見えているといないとでは大きな違いがあります。レンガ積みの法則というのがありますが、一番目に、ただレンガ積みの作業をしなさいと指示に従って作業する人。二番目に、何が完成するのかを知って作業する人。三番目に、あるべき姿を知り考えて作業する人では、それぞれのやる気を比較すると、1対 1.6 対 2.56 (1.6 の二乗) の違いがあるという法則で、目標に向かって取り組みを進めやる気を高めるために、将来のあるべき姿を知ることが大切であるということが分かります。

現在、財政健全化プランを進めているところでありますが、人口が減少傾向にあって、経済も低迷しています。このような中にあって、先に申しました教訓に学び、将来にわたって安心して住み続けられるまちにするためには、どのような展望をもち、課題を克服していくのかという将来の姿、方針、取り組みを示し、やる気を高めた上で、希望を叶えることにつなげてまいります。

具体的な取り組みといたしましては、象徴空間整備に伴う町活性化推進基本構想と推進プランを策定して、皆様と共有し、取り組んでいくために広く情報発信して、町全体のまちづくり運動に発展させていきます。

また、27 年度は、地方の人口減少に歯止めをかけ、成長力を確保していくために地方創生における総合戦略の策定や第5次白老町総合計画の後期基本計画の改定がありますので、将来の姿、方針、取り組みなどを明らかにして、希望の持てるまちづくりを進めてまいります。

二つ目は、活力ある産業・しごとを創りだす「期待」の持てる町政であります。

明治時代の農業指導者である古橋源六郎暉皃(てるのり)は、三河の稲橋村に生まれ、すり鉢のような谷間の貧しい村に生まれたことを嘆いていたと言います。しかし、ある時、峠の上から周囲の山々や平野を見渡しながら一つの確信に至りました。

「天は、水郷には魚や塩、平野には穀物や野菜、山村にはたくさんの樹木を、それぞれ与えているのだ」そう確信した古橋は、植林、養蚕、茶の栽培など、土地に合った産業を新たに興し、稲橋村を豊かな村へと発展させることに成功しました。

今、白老町は、もう発展できない、人口減少は避けられないといった悲観的な声も聞かれますが、 まちには山あり海あり大自然があり、豊富な食材や地勢を活かした産業など誇るべき宝がたくさんあ ります。私は、これまで培ってきた実績を活かし、象徴空間整備に伴って集まる情報、技術、知識、 人などを最大限活用して、誇るべき宝と融合させ、まちの魅力をさらに高め、再興を図っていく産業 を創りだしていくことをめざしております。

頑張れば報われる、将来ある若者や女性など皆様が活躍できる舞台を用意して、ありとあらゆる可能性を開花させることで、産業を興し、しごとを創り、「期待」が持てる新たな発展につなげてまいります。

三つ目は、安全安心な暮らしを支えていくひとが「活躍」する町政であります。本町では、加速度的に人口減少、少子高齢化が進行し、コミュニティ機能の低下や医療・福祉の包括支援体制づくりなど地域課題が顕在化しております。

このような中、地域の人々がともに支え合い、将来に希望をもって暮らすことができる地域社会の 実現に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。このために、地域が行う共助の役割が重 要であり、安全安心な暮らしを維持していくには、皆さんが活躍できる場をつくり、環境や基盤を整 備していかなければなりません。

隠岐の海に浮かぶ海士町では、「ないものはない。」がロゴマークになっています。都会のような便利さはない。しかし、海士町の未来のために大事なものは全てここにある。というメッセージです。「この島にしかないもの」を活かすことで大きな成功をおさめています。

大都市を真似るのではなく、個性を最大限に発揮していく発想の転換が必要で、ここにしかないものを活かすという気概をもって行動すれば、まちは変わります。たとえば、若者や女性、元気なお年寄りが将来に夢や希望を抱き、コミュニティ活動や福祉・産業活動をそのまちでチャレンジしたいという思いを強く持つ。そうした人々がキーパーソンとなり、活躍していくことで未来は開けます。

そのような人々が活躍できる「魅力あるまちづくり、ひとづくり、しごとづくり」に取り組み、自分たちの営みは自分たちで創り出す。そのようなことにチャレンジしやすい環境を構築してまいります。

これら三つの基本姿勢は、行政だけでは成し遂げられません。まちは町民の皆様の大切な暮らしの場です。

官民協働して、住民力・地域力を発揮し、それぞれが役割を果たし実践を繰り返すことで、希望と 期待をもち活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、主要施策の展開について申し上げます。

この一年は、白老町の将来を軌道に乗せ実践に向かう重要な年と位置づけております。

27 年度の主要施策については、総合計画に示された各施策に基づいて、次の5つの分野により取り組んでまいります。

主要施策の第1分野は、「生活・環境」であります。

人と環境にやさしい安全で快適に暮らせるまちをめざすため、防災につきましては、町民の生命、 身体、財産を災害等から保護する「自助・共助・公助」のそれぞれが効果的に推進されるように努め、 さまざまな対策を組み合わせて災害に備えることによって、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な 回復を図る減災のまちづくりを進めます。

27 年度は、防災訓練や研修をはじめ、食料や毛布、簡易トイレなどの備蓄品の整備に取り組みます。 治水・海岸保全につきましては、河川・排水路の維持管理のほか、河川改修事業による災害防除や 公共土木施設災害復旧事業の災害復旧に取り組みます。また、海岸保全対策として、北海道事業とし て白老海岸虎杖浜地区の保全整備に着手する一方、国の事業により白老地区人工リーフの整備を進め ます。 消防・救急につきましては、火災予防行政の充実を図り、火災の未然防止に努め、各種災害や救 急・救助に迅速かつ適切に対応するため、消防力の充実・強化を図るとともに、安定した消防団員の 確保と、組織や地域と連携した消防防災力の充実強化に努めます。

また、消防防災力の強化として、デジタル無線活動波の整備や大型水槽車更新、消防団協力事業所 表示制度の導入を図ります。

環境保全につきましては、循環型社会の形成や環境の保全・美化などの生活環境全般に関係する課題解決・事業推進について原因を的確にとらえ、その解決に向けてスピード感をもって取り組み、町民の声を聴きながら人と環境にやさしい安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

公園・緑地につきましては、公園の長寿命化を図るため、引き続き遊具の更新を行い、町民の皆様との協働による公園の維持管理及び緑化活動を進めます。

住環境につきましては、引き続き町営住宅の計画的な改修を進めます。また、町内若年層や子育て 世代などの定住意識の高揚を図るため、定住建築促進事業や住宅リフォーム促進事業に取り組みます。

上水道・生活排水処理につきましては、町民の快適な暮らしを支え、安全で安心な水の安定供給をめざすとともに、下水道施設の維持・保全に向け、計画的に整備を行い、下水道整備が見込まれない地域においても合併浄化槽の普及を図り、快適な居住環境を創出します。

道路につきましては、交通基盤を適切に維持するため、管理・補修・整備の実施と中長期的な維持・活用・再生を明確化するとともに、災害復旧・災害防除に努め、安全で安心な暮らしを支えてまいります。

公共交通機関につきましては、町民の移動手段の確保や高齢化の進展などによる将来的な取り組み を検討するとともに、町内循環バス元気号の利便性の向上を図るため運行の見直しを進めます。

地域情報化につきましては、インターネット等の普及・活用による情報発信の強化とセキュリティ 管理の適正化を図るとともに、マイナンバー制度がスタートすることから、情報を的確に収集し、導 入に向けた準備に取り組みます。

主要施策の第2分野は、「健康・福祉」であります。

支え合い、みんなが健やかに安心して暮らせるまちをめざすため、健康づくりにつきましては、自 分の健康状態に意識や関心を持ち、健康づくり活動の普及啓発と特定健康診査・生活習慣病の重症化 予防を積極的に実施して、町民の健康保持増進を図ってまいります。

地域医療につきましては、町立病院は地域における基幹的な公立医療機関として地域医療の向上に 貢献し、町立病院経営改善計画に掲げる目標値、収支計画や施策項目を着実に実行し信頼向上に努め、 経営改善につなげてまいります。

また、町立病院の経営の安定化と早期改築を実現するため、総務省から出される新たな公立病院改革ガイドラインに基づき、新たな公立病院改革プランの策定に着手します。

地域福祉につきましては、福祉サービス充実のための啓発や福祉関係機関との連携を強化して相談支援体制の充実を図るとともに、臨時福祉給付金の支給や非課税世帯商品券助成事業を行います。

また、地域で見守る仕組みの推進として、地域見守りネットワークや民生児童委員などによる相談 支援に取り組みます。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画や保育事業運営計画に取り組むほか、子育て世帯臨時特例給付金の支給を行います。

また、子どもの健康増進と子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実を図るため、子育て世代プレミアム商品券の発行や、子ども医療費の無料化を段階的に進めることとして 27 年

度は入院費の無料化に取り組みます。

高齢者福祉につきましては、「(仮称) 白老町地域包括ケアシステム検討会」を設置し、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制整備に向けて順次取り組みを進めます。また、生涯を通じた健康づくりと介護予防、地域で見守る支援体制の連携強化を図るとともに、高齢者の健康寿命の延伸を目的とした住み慣れた地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

主要施策の第3分野は、「教育・生涯学習」であります。

生きる力を育み、生きがいを実感できるまちをめざすため、教育行政執行方針に示すもののほか、 27 年度から施行する新たな教育委員会制度に基づき、教育行政のあり方について、総合教育会議において十分な協議を行い、本町の教育推進についての基本方針を定めた上で教育振興を図ります。

また、長年の懸案でありました学校給食センターが食育防災センターとして完成し、新たな役割を 持ちながら供用開始する予定であります。

民族文化につきましては、国による「民族共生の象徴となる空間」の着実な整備に向けて、地元の意見が反映されるよう国の検討状況の把握に努め、町内の気運醸成を図るための普及啓発事業を実施します。また、一般財団法人アイヌ民族博物館の経営基盤安定への支援や、イオル再生事業の推進などを通してアイヌ文化の普及促進を図ります。

さらに、「民族共生の象徴となる空間」整備に伴う白老町活性化推進会議では、基本構想に基づく 推進プランの策定を進め、気運の醸成と具体的な展望を示してまいります。国際・地域間交流につき ましては、さまざまな交流を通した人材育成や民間活力を活かした交流を支援するとともに、町民の 主体的な交流活動を推進します。

また、国際姉妹都市ケネル市代表団が来町することから受け入れ事業を実施します。人権につきましては、正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携を深めるとともに、地方創生の総合戦略の中で、男女共同参画にかかわるワークシェアリングや多文化共生社会の推進について検討してまいります。

主要施策の第4分野は、「産業」であります。

地域資源を活かした個性あふれる産業のまちをめざすため、産業連携・雇用につきましては、地域 経済の再生・活性化や雇用の拡大を図ることを目的に、産業の連携・共生や各産業分野が協力し合い 地場産業を強化するとともに、地域内の経済循環活動に取り組み、力強い地域経済力・地域産業力の 基盤構築を進めます。

港湾につきましては、利用促進を図るため、第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備を要請するとともに、第3商港区の利用拡大や上屋利用を含めた港湾施設利用のためのポートセールスを行い、貨物量の増大を図るとともに、港湾施設の維持管理に努めます。

商工業につきましては、町内外からの消費拡大をめざすと同時に町内中小企業を支援するため、プレミアム商品券の発行や住宅リフォーム事業、定住建築促進事業を実施します。

また、地場産品等の販路拡大を図るため、食材王国しらおい地産地消推進協議会の組織強化と活動 支援を行うとともに、ふるさと納税を活かした特産品PR事業を行います。

さらに、産業(商業・観光)振興計画の策定を行い、そのプロジェクトの推進と活性化推進プランとの連携を図ります。

観光業につきましては、国内外や道内からの観光客増加に向けた観光資源の有効活用やPRの強化を図るとともに、北海道新幹線開業に向けた観光関係機関や広域での連携を向上させてまいります。

また、移住者等定住促進支援事業や北海道移住フェアなどに出展して、推進体制や機能強化を図ります。

農林業につきましては、一次産業の基盤強化を図るとともに、産業間連携を進め、農産物を安定的に供給できる体制づくりに取り組み、販路拡大と流通経路の確保に努め、力強い地域産業の基盤を構築してまいります。

また、白老牛生産の将来を担う青年畜産農業者による法人化を支援し、町内消費循環システムの確立をめざす6次産業化の取り組みを進めます。

林業は、町有林対策として未来につなぐ森づくり推進事業や森林・山村多面的機能発揮事業などに 取り組むほか、町有林の森林機能の増進を図ります。

水産業につきましては、漁業経営の基盤を強化するため、安定した漁獲量の確保と付加価値の向上を図り、各種栽培増殖事業の検証に取り組むとともに、魚コンテナの更新など衛生管理の向上を図る環境整備事業や就労改善に向けた漁港整備事業を進めます。

主要施策の第5分野は、「自治」であります。

人と人との理解と信頼による協働のまちをめざすため、協働のまちづくりにつきましては、研修会開催による意思の共有化やさまざまな地域活動の実践を通して協働の深化に取り組み、協働のまちづくり推進会議の活動や地域担当職員制度による行政と地域関係団体等との連携を強化してまいります。また、地域活動の活性化を推進するため、地区コミュニティ計画の推進に取り組み、支援を行います。さらに、町内会や地域まちづくり団体の組織や体制のあり方について、調査・検討を進めます。

行財政運営につきましては、財政では、財政健全化プランに基づく財政運営を着実に推進するとともに、その進捗状況の報告と検討を行います。また、公共施設等の長期的な維持・管理・配置の方針である公共施設等総合管理計画の策定に取り組みます。

行政改革では、さらなる行政の効率化を進めるため、第3次集中改革プランを着実に取り組み、行 政運営の改善を図ります。また、わかりやすく効果の高い事務事業評価制度の改善を進めます。

人事組織では、象徴空間整備と連動した活性化対策、人口減少対策や産業振興対策など新たな行政 課題に迅速かつ的確に対応するため、副町長を2名として体制を強化するとともに、将来展望や職員 定数、山積する行政課題などを考慮し、政策実現のためのより機能的、効果的な組織体制とするため 役場組織の機構改革を実施します。

また、町職員のより高い意識の向上と町民から信頼される職員をめざすため、働きやすい職場環境づくりや職員研修の実施、地方公務員法改正に伴う人事評価制度の改定など人材育成に努めます。

企画政策では、広域連携の強化を図るため、苫小牧市を中心市とする東胆振1市4町による定住自立圏の取り組みを進めます。また、地方創生の地方版人ロビジョン・総合戦略の策定、総合計画の後期基本計画の改訂や過疎自立促進計画の更新などに取り組みます。

次に、予算編成について申し上げます。

国は全国的な少子化、高齢化を起因とした人口減少時代の到来に向けた対策として、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」の政策を進めるため、平成26年度補正予算を決定し地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を行うこととしております。

地方財政計画につきましては、地方税を増収と見込みましたが、地方交付税は前年度比 0.8%減と最小限にとどめ、まち・ひと・しごと創生の推進のため、普通交付税の算定に、新たに創設される「人口減少等特別対策事業」の項目が追加されており、地方創生のための財源等を上乗せしたものになっております。

このような状況で 27 年度予算編成につきましては、歳入財源の減少が例年以上に影響を与えるものとなっておりますが、「財政健全化プラン」に基づき、確保された財源を有効に活用しながら山積した行政課題に向けて積極的な施策を展開することといたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額 89 億円、前年度比 10 億 1,300 万円、10.2%の減少で、 過去 10 年間で2番目に最小の予算規模になっております。

それでは歳入歳出の概要について申し上げます。

最初に歳入についてでありますが、町税は町民税が景気の低迷や人口減少と高齢化の影響もあり 499万6,000円の減、法人町民税は企業収益の減少から 319万4,000円の減、固定資産税は 3年に 1度の評価替えにより4,680万1,000円の減を見込んでおり、町税全体では前年度比4,828万6,000円、2.1%減の 22億3,386万8,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画では、前年度比 0.8%の減となっていますが、当町では地方税が減収になる見込みであることから、普通交付税は前年度同額の 34 億 2,000 万円以上を計上し、特別交付税は前年度まで算定された経費が見込められなくなったことから、前年度比 3,000 万円、10.7%減の 2 億 5,000 万円を計上しております。

町債つきましては、事業分が1億 810 万円、39.4%減の1億 6,600 万円を計上し、臨時財政対策債は 1,400 万円、3.3%減の4億 800 万円を計上し、町債全体では1億 2,210 万円、17.5%減の5億7,400万円を計上しております。

次に歳出についてでありますが、経常経費につきましては、総額 82 億 7,147 万円で前年度比 1 億 1,241 万円、1.3%減となっております。主な要因は、公債費 9,411 万円の減、繰出金 3,809 万 5,000 円の減によるものであります。

臨時事業費につきましては、総額6億2,853万円で前年度比9億59万円、58.9%減となっておりますが、主な要因は、食育・防災センター建設事業、10億4,822万円の減によるものであります。

なお、新規事業として 22 件、 1 億 7,696 万 2,000 円を計上したほか、継続事業として港湾整備や道路事業、河川事業など 46 件、 4 億 5,156 万 8,000 円を計上しております。

次に特別会計、企業会計について申し上げます。

はじめに、国民健康保険事業特別会計についてでありますが、高額医療費共同事業の制度改正による、交付金及び拠出金が大幅に増加することから、会計全体では前年度比2億7,057万2,000円の増となっております。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳入の保険料が、前年度より 337 万 2,000 円減額になることから、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金等が減少するため、前年比 414 万 5,000 円の減となっております。

公共下水道事業特別会計につきましては、昨年に引き続き実施する下水終末処理場の長寿命化に向けた設備更新と公債費償還金の増加に伴い、前年比 2,733 万 7,000 円の増となっております。

学校給食特別会計につきましては、児童生徒数の減少により、前年度比 374 万 7,000 円の減となっております。

港湾機能整備事業特別会計につきましては、公債償還が増加することから、使用料で収支を均衡できないため、一般会計からの繰入金を 105 万円増加することなどにより、前年比 107 万 8,000 円の増加となっております。

墓園造成事業特別会計につきましては、ほぼ前年度並みの予算規模になっております。

介護保険事業特別会計につきましては、改正いたしました「第6期介護保険事業計画」における介

護給付費の伸びに対応し、前年度比7,942万円の増となっております。

特別養護老人ホーム事業特別会計につきましては、ほぼ前年度並みの予算規模になっております。

介護老人ホーム保健施設事業特別会計につきましては、ほぼ前年度並みの予算規模になっております。

次に、企業会計でありますが、水道事業会計につきましては、収益的収支では収入で 756 万 7,000 円、支出で 1,135 万 6,000 円の増となっており、減価償却費や資産減耗費等の増に対応するためのものであります。

資本的収支は、2カ年事業で実施した浄水場急速ろ過設備更新工事が終了したことにより、平年並 みの予算となっております。

国民健康保険病院事業会計につきましては、前年度において公立病院特例債の元利償還が終了した ことに伴う一般会計からの繰入金減額による予算編成となっております。

収益的収支ですが、収入は前年度比 6,671 万 7,000 円の減、支出は 2,176 万 5,000 円の減となっております。また、資本的収支ですが、27 年度が最終年度となる企業債償還金支出があり、収入は前年度比 875 万 6,000 円の減、支出は 8,375 万 6,000 円の減となっております。

以上、予算編成の概要につきましてご説明いたしましたが、詳細は、後ほど予算案の審議に沿って 担当より説明させていただきます。

以上の結果 27 年度の当初予算は、一般会計 89 億円、特別会計 74 億 5, 483 万 7,000 円、企業会計 14 億 6, 141 万 5,000 円、合計 178 億 1,625 万 2,000 円であります。

以上、3月会議に当たり、町政に臨む私の基本姿勢と主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。

27 年度は、申し上げましたように「共生のまちづくり」に向けて「希望と期待をもち活躍できるまちづくり」を基本姿勢として、地方創生の元年としていきたいと思います。

私たちの前には、まちの持続・発展に課題が山積し、困難が立ちはだかっております。しかし、先人たちが幾多の苦難を乗り越えたからこそ、今の私たちがあるということを心に刻み、私たち自身も次代を担う子どもたちの未来のために、世代をつなぎ、歴史を創っていくという責任を果たしていかなければなりません。

私はこの白老町が、困難を克服し、新たな発展を切り拓くことができると確信しており、「笑顔が見えるまち」に向けて、たゆまない努力を続けていく決意であります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申 し上げ、平成27年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎平成27年度教育行政執行方針説明

〇議長(山本浩平君) 日程第6、次に、教育長から平成27年度の教育行政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

古俣教育長、どうぞ。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

〇教育長(古俣博之君) 平成 27 年白老町議会に定例会 3 月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、高度情報化や少子高齢化、価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く環境が激しく変化する状況の中、新たな教育委員会制度のもと、社会のグローバル化の進展や知識基盤社会に対応した教

育内容の充実や教育環境の整備など、社会の要請をとらえた教育行政を進めていくことが求められて おります。

こうした時代の潮流を見定め、持続可能な社会を支える基盤となる教育の重要性を改めて認識し、本町の次代を担う子どもたちが、夢と希望を持ち、心豊かにたくましく、主体的・創造的に未来を切り拓く「生きる力」を育む教育を進めるとともに、すべての町民が、お互いを尊重し合い、共に生きる喜びと信頼を大切にし、生涯にわたって自らを高める学びの教育を進めてまいります。

教育委員会といたしましては、このような決意のもと、「自らの可能性を拓き、心豊かにたくましく生きる力を育むしらおい教育の推進~自立・共生を追求する学びの創造」を目標に掲げ取り組んでまいります。

以下、家庭教育、幼児教育、青少年健全育成、学校教育、生涯学習の順に推進の方針と主な施策を 申し上げます。

生きる力を育む教育的基盤である家庭教育、子育て支援、要保護児童家庭の支援、幼児教育・保育、 青少年健全育成について、また、子ども施策の基軸と位置づける「しらおい子ども憲章~ウレシパ (育ち合う)」の具現化について申し上げます。

近年、子どもたちの生活環境や保護者の子育て環境が大きく変化する中で、子どもの最善の利益を 第一義に捉え、安心して子どもを産み育てられる環境整備を進め、同時に、「しらおい子ども憲章」 の具現化に向け、さまざまな施策を通して子どもたちの生きる力を醸成してまいります。

はじめに、家庭教育・子育て支援についてであります。

家庭は、すべての教育の原点であり、子どもの生きる力の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすものであるとの認識にたって、事業を展開してまいります。

その中で、本町の子育て家庭においては、子育ての不安や地域で孤立する家庭をなくし、「しらおいの子どもは町民みんなで育てる」を合言葉に、安心して子育ち、子育てができるよう、学校・家庭・地域・行政が連携し、支援方策を計画的に進めるための基本目標、事業年度を示した「第4期家庭教育支援推進計画」を策定してまいります。

乳幼児を持つ家庭には、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みを相談し合える交流の場を提供する子育て支援拠点事業を、子ども発達支援センター及びすくすく 3.9 において進めてまいります。

また、地域の子育て拠点としての保育園を活用し、交流保育等の機会を増やすとともに、関係機関とのネットワークを推進し、子育て家庭の支援に取り組んでまいります。

子ども発達支援センターでは、相談者の立場や個々の状態に合わせた支援利用計画書の作成を行い、関係機関との連携を深めながら、きめ細かな療育指導をめざす障がい児相談支援事業を今年度から開始するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービスの更なる充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援施策を人口減少対策の一環として捉え、保育料負担の低所得世帯等への軽減、 放課後児童クラブ対象学年の6年生までの引き上げ、ファミリーサポートセンター利用料の一部助成、 認定こども園への移行促進に取り組んでまいります。

次に、要保護児童家庭の支援についてであります。

本町の児童虐待相談件数は、年々増加傾向を示しており、相談内容も子どもの育てにくさ、保護者の育児疲れ、経済的な問題など複雑化していることから、子どもを含む家族の複合的困難への支援が必要となってきております。

これらに対処するため、児童虐待防止啓発活動や児童虐待の発生予防・早期発見から事後支援に至

るまで、要保護児童対策地域協議会を中核として児童相談所や関係機関等との連携を密にし、総合的 支援体制の強化に努めてまいります。

次に、幼児教育・保育についてであります。

乳児期の保育、幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うといわれ、特に、生きる力の根幹となる食べる、遊ぶ等を通して五感を育むことが重要であります。

このことから、町立、私立全保育園においては、食育や戸外遊びなど保育内容の充実を図ってまいります。

さらに、障がい児保育、延長保育事業などを展開している民間保育園に対し、また、幼児教育の充実化を図る私立幼稚園への運営支援についても引き続き行ってまいります。

また、今年度から本格施行となる幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども子育て支援新制度を着実に進めるとともに、白老町の子育て支援のグランドデザインである「白老町子ども・育て支援事業計画」を推進するため、実行計画を策定してまいります。

同時に、適切な保育環境を提供できるよう、地域、保護者、民間事業者等と十分話し合いながら、「白老町保育事業運営計画」に基づく保育園の民営化や再配置を進めてまいります。

次に、青少年健全育成についてであります。

変化の激しい社会情勢の中、青少年による非行や犯罪、いじめ、ネットトラブルなどの問題行動の 増加や悲惨な状況を生み出すことが多くなった児童虐待等、子どもを取り巻く環境は極めて厳しい現 状にあります。

このことから、学校・家庭・地域の協力体制を図り、子どもの豊かな成長を支援する青少年育成町 民の会をはじめ、青少年健全育成に関わる団体との一層の連携を進め、町民総がかりの地域協育ネットワークを推進しながら、子どもの健やかな成長・発達を保障するとともに、全町的なあいさつ運動やアウトメディアの実践化を促進していきます。

また、青少年センターを核として、学校・家庭・地域の協力による見守りや巡回活動を強化するとともに、啓発活動を行い、子どもたちの安全確保や非行防止に努めてまいります。

さらに、児童館・放課後児童クラブなどについては、子どもたちが安全で健全に過ごすことができる放課後の環境づくりに努めてまいります。

次に、昨年、町民参画のもと制定された「しらおい子ども憲章~ウレシパ(育ち合う)」の具現化 についてであります。

この憲章の具現化を図るために、引き続き各小学校での子どもたち自らが行う子ども・ゆめ予算づくりの取り組みを行うとともに、新たな事業として、各小中学校の子どもたちに「子ども憲章推進員」を委嘱し、校内外において子ども憲章の推進を継続的な運動として定着化していきます。

また、子どもがまちづくりを考える機会づくりとして、「子ども議会」を町議会と協働の中で開催してまいります。

さらに、会議や懇談会等さまざまな機会を通して、「しらおい子ども憲章」の大人への啓蒙啓発活動を進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育においては、「生きる力」を育成するという理念のもと、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を図るため、学校・家庭・地域が一体となって学びを創り出す、教育活動の推進に取り組んでまいります。

はじめに、地域協働による子どもの学力保障についてであります。

全国学力・学習状況調査結果が示す着実な進歩の上に立ち、「児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダード」の実践を深化させながら、基礎学力の一層の定着を図るとともに、義務教育9カ年の学びを見据えた小中連結の取り組みを強化し、子どもの「学びたい」という意欲を高め、確かな学力を保障する取り組みを進めてまいります。

また、確かな学力の向上を図るためには、その両輪となる望ましい生活習慣の確立が重要であり、 家庭学習や読書活動を推進するとともに、長期休業中のふれあい地域塾、ステップアップ地域塾を地 域ボランティアの支援のもと開催するなど、学校・家庭・地域と連携、協働し、生きる力を中核であ る確かな学力づくりを地域ぐるみで進めてまいります。

支援の必要な子どもの教育につきましては、特別支援教育支援員6名を配置して子どもの学校生活を支援するとともに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援コーディネーターを中心として、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応えながら多様な学びの場や支援体制の充実を図ってまいります。アイヌ民族の歴史と文化を学ぶ学習につきましては、民族共生の象徴となる空間の整備を見据えながら、アイヌ民族に対する正しい歴史認識や伝統文化の理解を通して、多文化共生の心を育み、ふるさとへの愛着を深め、博物館や資料館などの教育資源を活用しながら、本町の多様性を活かした「ふるさと学習指導モデル」の作成をさらに充実してまいります。

次に、心と身体の育成についてであります。

道徳教育の要となる道徳の時間においては、「わたしたちの道徳」等を活用し、規範意識や倫理観、 命を大切にする心や思いやりと感謝の心を育んでまいります。

また、職場体験やボランティア活動、認知症サポーター講座など、社会との関わりを通して、互いに支え合う共生の心と地域社会の一員としての豊かな人間性を育んでまいります。

いじめの問題につきましては、人間として絶対に許されない行為であるという認識のもと、「白老町いじめ防止基本方針」に従い、未然防止と早期発見、早期解消を図るため、アンケート調査などによる実態把握と日常的な指導とあわせて、関係機関等と密接に連携しながら対応してまいります。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員を活用した 相談体制を整備し、子どもを取り巻く環境改善と心の成長を支援してまいります。

さらに、情報モラル教育や学校ネットパトロールの実施とともに、道教委の「どさんこアウトメディアプロジェクト」と連動して、ゲームや携帯電話等の電子メディアと適切に向き合うルールづくり等を進めてまいります。

健やかな身体の育成は、健康維持は勿論のこと、子どもの気力や活力など、学校生活への意欲に大きく関わっています。

そのため、新体力テストを全ての学年で実施し、実態を踏まえた体力向上プランを作成し、体育の授業や部活動、一校一実践の体力づくりなど、日頃から体を動かす運動習慣づくりに取り組んでまいります。

また、26 年度から試行した、がん教育を教育課程に位置づけ実践を継続するとともに、薬物乱用防止教室、性に関する指導、食に関する指導など、子どもの健康を守る教育の充実に努めてまいります。

(仮称) 白老町食育防災センターにつきましては、「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式 や調理動線の一方通行、作業別の調理室の設置など、徹底した衛生管理による安全・安心な学校給食 の提供に努めてまいります。

さらに、和え物や果物などを取り入れたメニューの多様化により、これまで以上に栄養バランスに 配慮した美味しい給食の提供に努めてまいります。 また、アレルギー給食の対応につきましては、今後の実施に向け準備を進めてまいります。

なお、施設を活用した事業につきましては、小学生の見学学習や中学生の職場体験学習の実施、調理場を使用した親子調理体験をはじめ地域の方々への試食会など、町民に広く親しまれる施設づくりに努めてまいります。

また、非常時における対応の取り組みなど安全・安心に資する施設の活用を図ってまいります。 次に、信頼される学校づくりの推進についてであります。

学校教育の信頼は、学校が核となって、保護者や地域住民との協力関係を深めながら、子ども一人 ひとりの確かな成長を実現することによって得られるものであります。

そこで、開かれた学校づくりを進めるため、学校支援地域本部事業を継続するとともに、保護者、地域住民の学校運営への参画と教育活動の一層の充実を図るため、小中連結型コミュニティスクールの導入準備を進めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、教員の専門性と指導力の向上を図る研修推進のため、町教委研究指定事業、白老町教育研究会への支援・協力を継続するとともに、その基盤となる総合的な人間力の育成を目的として「しらおい教師塾」を開講いたします。

安全・安心な学校づくりにつきましては、自然災害をはじめ、事件事故に対応して、迅速かつ適切に対処するため、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、交通安全教室や防犯教室、防災訓練等を実施し、子ども自ら危険を回避する力を育てる安全教育に努めてまいります。

また、教職員を対象に応急手当研修やアレルギー研修を実施するなど、子どもの命を守る体制整備を進めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、「学校施設耐震化推進計画」に基づき、白老中学校校舎の耐震 改修を実施します。

また、2学期からの竹浦小学校校舎移転に向け、旧竹浦中学校校舎の受電施設、電話設備等の復旧 工事等を行います。

小学校の適正配置につきましては、社台・白老地区3小学校の平成28年4月の開校に向け、統合準備委員会での協議を行いながら、児童が新しい環境に適応し、健やかに成長することができるよう、 交流学習や教育課程の編成、通学路の安全対策等の教育環境の整備に取り組んでまいります。

次に、生涯学習・社会教育について申し上げます。

社会の成熟化を知識基盤社会の進展を見据え、町民誰もが楽しさ、喜びを実感し、いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進を図るとともに、「社会教育中期計画」の改定作業を進めてまいります。

はじめに、青少年教育についてであります。

本町の豊かな自然、歴史・文化など、地域の資源を活用し、学校・家庭・地域との連携を深めながら、ふるさと探検活動や青少年交流事業などの実践を通して、郷土への愛着や豊かな感性を培うとともに、対人関係力やコミュニケーション能力の向上など、社会でたくましく生きていく力の育成を図ってまいります。

次に、芸術文化活動についてであります。

地域に根差した文化を継承し、芸術文化活動の充実を図るため、白老町文化団体連絡協議会やNP O法人しらおい創造空間「蔵」などの関係団体との連携・協力を深め、町民が主体的に活動できる心豊かで活力あふれる地域文化の向上に努めてまいります。

また、みんなの基金の活用を促進し、町民活動団体の主体的・積極的な文化活動を支援するととも

に、民間活力を活用した芸術文化事業の推進に努めてまいります。

さらに、長寿社会において、学びを継続し、健康で生きがいをもって社会に参画できるよう、高齢 者大学における魅力ある学びの向上と大学運営の活性化を図ってまいります。

次に、文化財についてであります。

本町の歴史や文化遺産を活用し、町民が郷土愛を持つことができるよう、仙台藩元陣屋の史跡や資料館における特別展等を開催するとともに、埋蔵文化財巡回展を開催し、文化財を身近に感じられる機会の創出に努めてまいります。

また、民族共生の象徴となる空間の開設を見据え、史跡白老仙台藩陣屋跡における環境整備に努めるとともに、地域の文化活動団体やアイヌ民族博物館との連携を図り、白老が誇る歴史文化への関心や理解の向上に努めてまいります。

次に、スポーツ振興についてであります。

町民の日頃からの運動習慣や生涯にわたる健康保持、スポーツ活動を普及促進するため、白老町体育協会等の関係団体と連携・協力し、各種スポーツ大会や体力づくり教室、学校開放事業などを積極的に実施してまいります。

また、今年度から体育協会が事務局を担当する、総合型地域スポーツクラブGenキングしらおいクラブにつきましては、事業運営の活性化を図るための支援を行うとともに、本町に求められる体育振興の在り方について、関係団体等と引き続き協議してまいります。

次に、図書館についてであります。

すべての町民が読書に親しみながら、心の豊かさや社会的探究心を育むための知の創造空間としての図書館をめざし、利用者ニーズを踏まえた蔵書整備を行うとともに、書籍の情報提供や相談などを行い、図書館サービスの向上に努めてまいります。

また、ブックスタート事業の充実をはじめ、季節ごとの展示コーナーの開設、関係団体やボランティアとの連携による、おはなし会の開催など読書習慣の普及に資する取り組みを進めるとともに、来 館困難な町民に移動図書館車の運行や本の宅配サービスを実施し、読書機会の充実に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げました。

変化の激しいこれからの社会を生き抜くためには、学校・家庭・地域による更なる連携と協働のもと、将来を担う子どもたちが生き生きと成長し、子どもも大人も健康でお互いを尊重し、かかわり合いながら、喜びや生きがい、明日への夢や希望を語り合い、誰もが生きる喜びを実感できる生涯学習社会を推進していくことが求められています。

教育委員会といたしましては、人材を育み、潤いと活力あるまちづくりの根底をなす教育の使命を 自覚し、「生きる力」「自立」「共生」をキーワードに、子育ち・子育てを支援し、すべての町民が 求める豊かな学びを創造する取り組みを推進し、本町の教育振興と発展に向けて総力を挙げて取り組 んでまいります。

町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、平成27年度教育行政執行方針といたします。

○議長(山本浩平君) 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等によりまして、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたい と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

〇議長(山本浩平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。これより議案の審議に入ります。

◎議案第25号 白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例 の制定について

〇議長(山本浩平君)

日程第7、議案第25号 白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例の制定についてを議題に供 します。

提案の説明を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

〇総合行政局財政担当課長(安達義孝君) ページ議の 25-1 でございます。議案第 25 号白老町ふる さとGENKI応援寄附金基金条例の制定について。

白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ議の25-2でございますが、附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページの議案説明でございます。白老町を応援する寄附者の意向を尊重した個性あるまちづく り事業を展開し「ふるさと白老の元気づくり」に資するべく、応援寄附金を基金として適正に管理及 び運用するため、本条例を制定するものである。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例

(設置)

第1条 白老町を応援する人々からの寄附金を通して、寄附者の想いを反映した個性あるまちづくり 事業を展開し、「ふるさと白老の元気づくり」に資するため、白老町ふるさとGENKI応援寄附 金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定寄附金及び予算で定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなけれ ばならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるも のとする。

(基金の処分)

第5条 基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分する

ものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1番、氏家裕治議員。

- ○1番(氏家裕治君) 1番、氏家です。趣旨はわかりました。ただしですねこの「白老の元気づくり」に資するべくものというのは例えばどういったものを、ちょっと想像するに余りにも広すぎてですね、わからない部分があるのですが。教えていただけますでしょうか。
- 〇議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。
- ○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) この度のGENKI応援寄附金基金条例でございいますけども、この内容につきましては7項目ございまして、まず、教育振興に対するもの、文化振興、産業振興、協働のまちづくりに対するもの、福祉、環境、それと白老町の元気づくり、これに入らないようなものでございます。この7項目に対して、全国からの皆さんの寄附金に基づいて、指定で寄附が来ますのでその目的に従って、次年度にこの基金を充当して活用していくというものでございます。
- 〇議長(山本浩平君) 1番氏家裕治議員。
- **○1番(氏家裕治君)** 確認だけです。その7項目の指定というのは、ふるさと納税に応募される 方々がわかっていて、それに対してこれに使ってもらいたいとかこういったことに使ってもらいたい ということが納税者から出てくるということでよろしいですね。
- ○議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。
- ○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) ふるさと納税につきましては、ホームページ上やこちらのパンフレットの中に項目ごとにどういう使い道というのを、詳細に説明を書いておりまして、寄附者の方が、例えば1万円を寄附してくるということがありますと、1番の教育振興に私はしたいということで、1番という期待をして、それで寄附していただきますので、その目的によって、金額を入れて寄附していただくというような内容になっています。
- 〇議長(山本浩平君) 1番、氏家裕治議員。
- **〇1番(氏家裕治君)** 1番、氏家です。わかりました。例えばこの年度末に、こういった項目にこれだけの納税がありましたというな金額的な細分というのは、議会のほうにも今後示されてくるということになるのでしょうか。
- 〇議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。
- **〇総合行政局財政担当課長(安達義孝君)** 今後 10 号の補正ございますけども、それには総額しか記載されておりませんけども、内容につきましては、ご質問頂ければ、この金額の内容等はこちらの方からご説明申し上げたいと思います。もしくは今後についてはホームページ上に、今年度の全国からいただいた寄附の総額と、内容の目的ごとの総額も記載して公表をしていきたいと考えます。

〇議長(山本浩平君) ほか。7番、西田祐子議員。

〇7番(西田祐子君) いまの説明で大体わかりましたが、この基金の活用の仕方ですけれども、例 えば1億円集まりましたよと、そこの中で今言った7項目に沿っていろいろな形でお金が集まってきましたと。それを利用するに当たって、町内でどういうふうな形でその基金を活用していくのかというような仕組みづくりというのですか、そういうものはもう考えているのでしょうか。それをまた議会で諮るという考えもあるのでしょうか、そこをお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 今年度は寄附をいただいた金額が 1,700 万円程に充当する金額でございます。総額では 3,000 万円を超えておりますけれども、このような金額で 27 年度の各事業の中に充当していきたいと考えておりますが、ある一定、27 年度は相当な金額を全国の方から寄附をいただけるのかなと見込んでおりますけれども、その際に仕組みづくりもですね、総額が多くなれば他の町村もおこなっているとおり、ある一定の金額で多額の金額になれば一つ一つで大きな事業にどんと新たな事業を組み込んでいくとか、既存の事業ではなく新設の事業考えるとか、その仕組みづくりを今後は検討していかなければいけないと考えております。

〇議長(山本浩平君) 7番、西田祐子議員。

〇7番(西田祐子君) いま仕組みづくりということで、できれば早急に作っていただいて議会のほうにも提示していただければと思います。多くの方々からいただく基金を白老町の財政の中でどういうふうに使っていくかということも、将来的ホームページの中で公表してかなければいけないと思うのですよね。やはりいただいた方々からのお金をどういうふうに使いましたよというふうに公表する上でも、やっぱりちゃんとなければいけないのじゃないかと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) ただいま申し上げたとおり仕組みづくりについては検討していきたいと考えておりますけれども、いただける金額が現状の 1,000 万円のお金ではですね、なかなか一つの事業、各項目にすれば何百万単位の金額でございまして、ある一定の 1 項目、教育振興であればですね、500 万円、1,000 万円ぐらいの大きな金額になれば、一つの事業を考えていけるかと思いますけれども、現状の中では 200 万円、300 万円という金額ですので、来年度の事業の中に充当していくという今の考え方で進めておりますけども、寄附をいただいた金額に応じて、十分に検討していきたいと考えております。どういう目的に使っていくかという公表もしていきたいと思います。

○議長(山本浩平君) ほか。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 25 号 白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号 農用地の災害復旧について

〇議長(山本浩平君) 日程第8、議案第46号 農用地の災害復旧についてを議題に供します。

石井産業経済課長。

提案の説明を求めます。

○産業経済課長(石井和彦君) それでは議の 46-1 をお開きください。議案第 46 号農用地の災害復旧について。

農用地の災害復旧について、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 88 条第 1 項の 規定により議会の議決を求める。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ 46-2、議案説明でございます。農用地の災害復旧について。平成 26 年 9 月 9 日から 10 日にかけて発生した局地的豪雨(最大 24 時間雨量 253mm)の影響により町内河川が氾濫し、農用地に土砂が堆積する被害を受けた被災箇所(石山地区及び竹浦地区)の災害復旧を早急に施行するため、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 88 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

13番、前田博之議員。

- **〇13番(前田博之君)** 3点ほど伺います。まず、差し支えなければこの1から6までの土地所有者、農業者の名前をお聞かせください。それと、これ以外に、以前も災害の報告がありますから、これに採択されない、つかった部分の被災箇所があるのとどうかということです。もし、採択されない被災箇所があれば、採択されたのと採択されない基準がどういう形で整理されたのかということと、被災箇所について、もし農業の方の名前を言って差し支えなければ教えていただきたい。私もいろいろ、なぜ採択されるか、されないかと農家の方からきていますので、その辺の基準を整理してほしいなと思います。
- 〇議長(山本浩平君) 石井産業経済課長。
- O産業経済課長(石井和彦君) いまのご質問でございますけれども、災害復旧につきまして6カ所ございます。まず、①のところでございますけれども、こちらにつきましては石山2地区でございますが、中村牧場さんでございます。それから②の石山3地区でございますけれども、こちらにつきましては阿部牧場さんでございます。それから③石山4地区でございますけれどもこちらにつきましては同じく阿部牧場さんでございますが、②のほうは株式会社でございます。それから竹浦の④、⑤、⑥につきましては、竹浦1、2、3でございますけれども、こちらにつきましては、山下牧場さんでございます。3つ山下牧場さんの方の災害という形になってございます。災害の復旧の関係の基準でございますけれども、それにつきましてはヘクタール当たりの工事費等が決まってございまして、こちらの工事費の金額を超えないものについては、算定した段階で金額に達しないということで、災害の復旧の対象にならないという状況になってございます。対象外につきましては、数カ所対象になら

ない方がおります。現地等の調査をいたしましたけども先ほど申しましたとおり、災害の復旧の対象 のところまでの金額ならなかったというのが現状でございます。

- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- ○13番(前田博之君) 採択外の人は基準外ですね。その人は、ここでいう河川氾濫して土砂が堆積した部分の取り除きはしなくてもいいのか、あるいは、しなければやはり牧草の育ちが悪いのでそれは自己負担になるのか。あるいはそれは、農業振興の中で町のほうの単独の災害で見ていたのかどうか、そのあたりどうでしょうか。
- 〇議長(山本浩平君) 石井産業経済課長。
- **○産業経済課長(石井和彦君)** ただいまのご質問でございますけれども、基本的に土砂の堆積の分を取り除かなくても、特に大きな問題ないかなというふうに判断をしてございます。災害の復旧につきましては町のほうの単独事業というのがございませんので、基本的に農地の改良等の事業の中で、農業開発公社の事業も2分の1補助というのがございますので、その中で進めていくというような形になると思います。それと、補助事業等を使わないで自力で農業者が改良するというような形になってございます。
- ○議長(山本浩平君) ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 46 号 農用地の災害復旧について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 [挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第10号)
- ○議長(山本浩平君) 日程第9、議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第10号)を 議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

〇総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第10号)でございます。

平成26年度白老町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,824 万 4,000 円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 7,707 万 7,000 円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第 213 条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3票 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4票地方債補正」による。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを 設け質疑を行います。

歳出から質疑に入ります。議案第1号の32ページをお開きください。32ページから43ページ、1 款議会費から2款総務費までの歳出について、質疑のございます方はどうぞ。

O議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

〇2番(吉田和子君) 2番、吉田です。37 ページの番号制度導入事業について伺いたいと思います。マイナンバー制度、これは今後の社会保障と税の共通番号としてマイナンバー制度ができるという事業だと思うのですが、この整理をされているということは、この事業がいよいよスタートすることではないかと思うのですが、今後のスケジュール、これは全町民にかかわることですのでどのようなスケジュールで実施されていくのか、その点を伺いたいと思います。

それからもう1点、制度内容の情報提供をどのようにされるのかということです。内閣府が2016年にこれを実施されるということですが、目指して2015年からやっていくのですけれども、その中で世論調査の中で制度を知らないという方が70%もいたということなのです。それと同時に、情報漏えいの不安も30%いたということで、高齢化率の高い白老町においてマイナンバーのあり方、それから保管の仕方とか、そういったものがどのように公報をされていくのか、その点伺いたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) ご質問にお答えします。まず、今後のスケジュールということでございますが、これは、平成 25 年の 12 月から庁内の検討会議を設けまして、その中で総務中心になりながら各関係課を集めまして今、取り組みを進めているところでございます。26 年度については、番号制度にかかわるシステムの整備ということで、総務省に係る部分については順調に今年度やっておりますが、厚生労働省にかかる部分については、若干システムのソフト等の開発が遅れているということで、今回、繰越明許ということで来年度の事業ということで提案してございます。今年度につきましては、まずは6月ぐらいですが、番号の各市町村への割り当てが開始されまして、個人番号とシステムにかかわる情報とのひも付けがおこなわれます。それから 10 月ぐらいには、国民に対する番号の通知が開始され、来年 28 年の1月に番号の利用開始、それと個人番号カードの交付が開始されるというような状況になってございます。

それから、もう1点の制度の情報提供ということでございますが、まず、本町の取り組みといたしましてはホームページの方に情報として提示しているほかに、広報の3月号におきまして制度が始まりますという内容を提供してございます。今後、国のほうでも新聞記事あるいは新聞折り込みですと

か、あるいは、CMみたいな形でテレビの中でも、政府広告が実施される予定となっているというふうに聞いてございます。以上です。

〇議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

〇2番(吉田和子君) 2番、吉田です。今の制度のスケジュールは大体わかりました。これから今 年の 27 年度の 10 月ごろから個々に配られるということで、これは本当に 12 ケタの文字を組むんです ね、個人のどんな情報もひも付きでお渡しするということなのですが、これは年金、雇用保険の給付 の手続とか、それから所得税の申告の簡素化、それから乳幼児の受けた予防接種、いろんな成人の健 康管理のデータだとか、社会保険と税の情報もきちっと誤差なく管理するということで、今まで年金 の漏えいなどありましたよね年金もらえなくなったと、そういうことがなくなるということも情報の 一つとしてあるのですけれども、1番問題なのはやはりそのことがよくわからないということと、今 課長がおっしゃったことだけでは、ほとんど皆さん理解できないのではないかと思うのです。今回C Mで、肺炎球菌の5歳刻みでいきますといった時に何人かに聞かれました。あれ何なのと。ハガキが きてもわからないという人もいました。本当に私もきっとこういう仕事をしていなかったら、わから なかったのだろうけど、説明に回って受けたほうがいいよと話もしたのですけどれも、本当に一つ一 つの情報が町民に伝わらない、それとこれだけ大事な情報が網羅されているということも町民はしら ないと思うのです。そういったことを、今後国の制度でやっていくわけですから、でも町民を守らな ければならないのは行政だと思うのです。そういった意味では、そのことがすごく大事じゃないかと 思うことと、それから、それがこられてどうしたらいいのだろうと悩む方もいっぱいいらっしゃると 思うのです。それと同時に、情報の漏えいや、不正利用の防止策も今後考えていかないといけないと 言われているのですが、その点はどのようにお考えになっているのかお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 大黒総務課長。

〇総務課長(大黒克己君) 今ご質問あったとおりですねやはり、なかなか国の制度と言いながらも、 町として町民にはお知らせする責任もございますし、まして今回非常に重要な個人情報があるという 中では重要な制度だというふうに私ども認識しておりますが、なかなか内容も非常に難しいというと ころもあってですね、どのようにご理解いただくのがいいのか悩むところではございますけれど、今 回は3月広報に載せたということでございますが、それだけでは十分理解されるとは思っておりませ んので、今後さらに広報等を使いながら開始に向けて、少しずつではありますけれど、情報を更に提 供していくというようなこともやっていかなければならないと思いますし、また、町のほうにも、コ ールセンター的なものを設けて、そちらのほうに電話をいただけるような体制も、まだいまできてお りませんけれど、今後そういう所も考慮した中でわからない方は電話をしてくださいというようなこ とで進めていきたいというふうに思ってございます。それから、個人情報の漏えい対策というところ でございますが、なかなか町としても難しいところもあるのですけれど。国のほうでは、やはりその 辺りの漏えい対策には、ファイアウォールみたいな形でやっているというふうに聞いておりまして、 まずは国の方で特定個人情報保護委員会を設置して、行政機関や市町村の運用監視を行うということ でございます。あとは罰則の強化というのもありまして、故意に情報提供した場合は懲役4年とか、 そういった罰則もございます。また、システムにつきましても、国のほうで一元管理にするのではな く、情報保有機関それぞれの情報を分散管理する。で一気に漏れないような形も講じているようでご ざいますので、それにつきましては、国のほうでもしっかりやっているとは思うのですが、町として もその辺の情報をきちっと押さえた上で進めていきたいというふうに考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

○2番(吉田和子君) そういったセキュリティをきちっとしっかりしていかないといけないということですが、自治体は公的機関で使えることとなるということなのですが、そういった中で安全性が本当に町として確保されているかどうかということ。それから技術点、問題点が起きる可能性をきちっと予測をしながら事業とやっていくということと、機械ですので常時点検をしていかなければならない、そのことで情報が漏れるということもありますのでそういった危機管理を持つということになっていますので、その点はどのようなお考えになっているのかお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) おっしゃるとおりです。やはり町内の内部のいわゆる関係する部署が何課にもまたがりますので、その辺りにつきましては、今設置している委員会がございますので、その中で情報共有してこれが入ったからこれで終わりという委員会ではなく、今後の情報管理あるいは漏えい等も含めて、危機管理も含めその辺を情報共有して進めていくように委員会で定期的に確認をさせていただきたいというふうに考えています。

〇議長(山本浩平君) ほか。8番、広地紀彰議員。

○8番(広地紀彰君) 8番、広地です。38・39 ページ、2款総務費7目財産管理費の中で、使用料及び賃借料で重機の借上料が6万8,000円の減額ということで不用額が出ています。これは虎杖中学校跡の廃棄物関係の処理の費用ということで計上されていましたが、進出企業が進出や工事着手をするに当たっての懸案が解決したというふうに考えてよろしいでしょうか。また関連して、こちらの方の進出企業に対しての公募や改装関係、そういった部分のスケジュールや進捗の管理の情報は町に入ってきているのでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長(本間 力君) いまのご質問にお答えします。今回 の事業に関しましては、これで完了しております。また今後のスケジュールでございますが、昨年の 売買契約後の3年ということで、平成28年3月ですか、その3カ年の中でのスケジュールは今組まれ ております。まだ正式にいつごろ事業着手または前段の実施設計等が今組まれておりますので、今の 段階ではお示しできませんが来るべき時期にお示ししていきたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 1番、広地紀彰議員。

○8番(広地紀彰君) わかりました。相手がいることですのでということで、情報の管理はしっかりしていかなければならないというのは大前提だと思いますが、余計な不安を招かないような公開のあり方、そして協議のあり方は必要だと思うのです。実際に周辺整備の方法、進出企業のほうから、例えば親水公園そういう部分の整備を検討したいという旨のお話もいただいていますし、また、職員の方がお越しになったときの住宅など、どちらに建つのだろうかなど地元の方では期待を集めています。また逆に、いつ工事が始まるのだろうだとか、いつ採用が始まるのだろうか、といった心配というかそういう声も聞かれます。そういった余計な懸案を生まないような形で、進出企業に迷惑がかからない形で情報の公開を適宜進めていただきたいという部分と、当然のことながら、そういった整備を進めていくためには、町との協議を図っていくべきだと考えますがいかがですか。

○議長(山本浩平君) 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長(本間 力君) おっしゃるとおりでございまして、 着実に今設計プラン、イノベーションチームを組まれて昨年早い時期にスタートしております。既に ご承知かと思いますが教員住宅に関しましては、事務所機能として既に改修しておりまして、会社側 の拠点として動いてございます。ただ設計プランを慎重にやっているところもありますし、また今お 話が出ました親水公園の取り扱い等、まだまだ具体的にお示しできるレベルではないというふうな状況になっております。これはしっかり、地域の方の意向も踏まえながら、行政とも協議をしながら、 段階を追ってお話ししていきたいと思っていますので、今年の4月以降には何らかの形で、順序立て てお話していく場面は設けられるかなというふうにスケジュールとして考えております。

〇議長(山本浩平君) ほか。1番、氏家裕治議員。

○1番(氏家裕治君) 1番、氏家です。先ほど同僚議員からありましたその番号制度の関係です。 先ほど同僚議員が言われた高齢者に対しての周知方法、広報等を通じて丁寧にやっていくという話で すので、それはそれでよろしいと思います。あともう1点ですね、高齢化社会の中で高齢者の方々が 広報を読んでそして理解するというのは、なかなかやはり難しいところもあります。従来から行政が 新たなものに取り組む時に、各地域に出ていっていろいろな説明を行ってきたというのが現状として あります。本当にこういった大事な部分ですので、使い方によってはすごく便利なものであり、また 先ほど同僚議員が言った通り危険な部分もあります。ですから、そういった面ではしっかり地域に出 ていって、より丁寧な説明のあり方が求められるのではと思いますがその辺についての考えを伺いま す。。

〇議長(山本浩平君) 大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) 実は今後、進めるにあたって広報なり P R の関係というものは、現在はまだ十分な内部体制の中で議論が進んでないのが現状でございまして、氏家議員がおっしゃられた、実際に出向いて、出前講座ですとかあるいは説明会そういったものは、今後必要であるかどうかも委員会等で協議しながら周知方法等も考えていきたいと思っております。

〇議長(山本浩平君) 1番、氏家裕治議員。

○1番(氏家裕治君) 1番、氏家です。ぜひ、そういった面。本当に白老町これから高齢化に進んでいく中でそういった丁寧な手当てというのがだんだん必要になってくると思うのですよ。町長の先ほどの執行方針の中にもあったけれども地域間のコミュニティのあり方も含めて、これから本当にそこに各課にまたがって、こういった新たな制度等がでてきた時には、そうした丁寧な説明、あり方そういったものが求められると思いますので、ぜひ各課にまたがっての対応をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(山本浩平君) ほか。13番、前田博之議員。

〇13番(前田博之君) まず 37 ページです。町制施行 60 周年記念事業の中の記念誌の制作業務委託料。これは当初 67 万 2,000 円だったのです。そして実際は 22 万円ですけれど、私は 60 周年で一つの還暦で区切りですから、町誌も編さんされておりません。この部分で私はどういう形で編さんするのかなと期待していたのですけれども、22 万円でおわってしまったのですけれども。実際当初の編集、どういう形でやったらこういう形になってしまったのか、その辺をお聞きします。多分各戸配布したのがそうなのか分かりませんけれどその辺の取り扱い。

それと、41 ページの防犯灯LED化整備事業です。これは非常にLEDになって照度があがったのか明るくなってお年寄りの方が非常に喜んでいます。歩くのに不自由しないなと、これはよかったなと思っております。私は前回も申しましたけれども、町内会と町営の防犯灯と照度の差がつきすぎるので、これはこれで何らかの形で、いま町の財政が厳しいから単独で出せとは言いませんけれども、考えられないのかなと思います。苫小牧市は27年度で、町内会の防犯灯をLED化するということで3割くらい予算をつけているのですけれども、たぶん市の単独費でやっていないと思うのです。何らかの形の助成を探してやっていると思うのですけれども、その辺の2点をお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 中村生活環境課町民活動担当課長。
- **〇生活環境課町民活動担当課長(中村英二君)** 50 周年に出されたこういったものをベースとして、必要な項目を整理しながら現在掲載しましたとおり、必要な事項を整理して発行したというところでございます。いま席をはずしながらきたものですから、質問事項を十分に理解していなかったのですが。
- ○議長(山本浩平君) ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。 中村生活環境課町民活動担当課長。

〇生活環境課町民活動担当課長(中村英二君) 大変失礼いたしました。当初予定したもの、当然見積もりをもらいながら積算して予算要求していたわけでございますけれども、先ほど申しましたとおり、内容的には前回の 50 周年のものをベースとした中で、関係のものとして整理した中で、契約の中で私どもがお示しした仕様こういったものに基づく競争の中で金額的にはこれだけ落ちたと言うところでございます。あと予定していたものについて掲載をし発行したというところでございます。

2点目の町内会のLED化についてのご質問であります。議員がご質問のとおり、他の自治体の事例の詳細はわかっておりませんが、私どもは現在行っている町営防犯灯についてはご質問のとおり、町の電気料の中で執行するということを説明し、今現在執行しているわけですが、町内会につきましては前にもお答えいたしておりますとおり、町といたしましては十二分の十の電気代をお支払いしながら、今現在運営している中で、電気料が下がることによっての事業を展開する中では多額の単独の費用を要するということで、現在もこれについては検討中でございます。具体的な方向性というのはやはり財政的な部分がございますので、現在も検討中でございます。

- 〇議長(山本浩平君) 白崎副町長。
- **○副町長(白崎浩司君)** 2点目のLED化ですけれども、昨年の地域懇談会の時にも、町内会から そのような町内会所有の街路灯のお話がございまして、確かに電気料が上がるということで維持して いくのが大変だというようなことも聞いております。私どもも町の所有のものは先にしましたけれど、町内会所有のものはどうなんだというようなことを検討しています。ただ所有権が町内会にいっているものですから、その辺の細かいところを整理しなければ補助対象にならないということもあります ので、そこを整理してまだ約束はできませんけれども、次年度に向けてという形の中で、町内会の所有のものについてもLED化していきたいというような考え方を持っています。
- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- **〇13番(前田博之君)** それでは、町制施行 60 周年の記念誌は当初の編集は変わらずにそのとおり したと。10 年の歴史物盛り入れた形で。ただ、印刷費の入札差金だということで、いいかということ です。それといま副町長から答弁ありました。わかりました。

前回私も、LED化するときに業者の調査が入っていますから、そのときに過去の町内会の防犯灯と町営の防犯灯とその差がわからないよと、人がかわってきているから、どれが町営なのか町内なのかわかならい。たぶん答弁されていたと思うのですが、その分はちゃんと整理されているのかどうかということです。それによっていま副町長がおっしゃった形に移ると思うのですけれど、またもう回調査し直すのかどうか。私の町内会も結構町内の方から言われて、町内なのか町営なのか、区分す

るのは大変です。職員の方が整理され台帳を与えられたからわかりますけれども。その辺も整理されているのかどうかということをお聞きします。

- 〇議長(山本浩平君) 中村生活環境課町民活動担当課長。
- **〇生活環境課町民活動担当課長(中村英二君)** 1点目につきましては入札差金ということでご理解いただきたいと思います。2点目につきましては、現実的に町営防犯灯の台帳の作成ということで調査事業を行って進めております。関連といたしまして町内会のものについても情報としては整理をいたしておりますが、いわゆる台帳としての整理はございませんが、情報としては整理をさせていただいております。
- ○議長(山本浩平君) ほか、ございますか。

ここで、暫時休憩に入ります。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時09分

○議長(山本浩平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第10号)42ページから53ページ、3款民生費の歳出について質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

- ○2番(吉田和子君) 2番、吉田です。臨時福祉給付金給付事業について伺います。2,222 万 4,000 円の返還となっておりますけれども、給付費だけでも 2,070 万 5,000 円のお金を返還しているわけですが、これは消費税の3%上がったことで、その影響を受けやすい世帯、そういった方々非課税の世帯の方とかに負担を軽減するために国が支給する臨時福祉給付金というふうになっております。それで53ページに子育て世帯臨時特例給付金は、21 万円ですので大体 21 人ぐらいかなと思うのですけれども、この臨時福祉給付金が 2,000 万円になったのはどういう理由なのか、見込み違いなのかそれともこれ申請主義ですので申請をしないで終わってしまったのか、その辺ちょっと確認したいのですが。
- 〇議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。 〇健康福祉課長(長澤敏博君) 臨時福祉
- 〇健康福祉課長(長澤敏博君) 臨時福祉給付金の関係でございます。今回給付金で 2,070 万 5,000 円の減額補正をさせていただいているわけなのですが、当初、昨年4月の定例会で補正をさせていただいたときにつきましては、まだ 26 年度分の道町民税住民税の賦課決定がされておりませんでした。それに基づきまして、当初国のほうへの申請という形で人数を把握したのは 25 年度の把握でさせていただいて、およそ 5,800 人という人数で申請をさせていただきました。26 年度の賦課決定が確定いたしまして当方でおおよその対象件数といたしましては、約 5,320 件という数字で確定をしております。それに対しまして、支給の件数が 3,686 件とおおよそ 7割程度の申請にとどまっていたということでございます。これにつきましては当方では、広報等、税務課と協力いたしまして、対象者になるであろうと思われる方、そちらのほうへの周知もいたしましたが、受付終了の時期までの支給が 7割程度ということになっております。また加算の方もいらっしゃいましたが、この加算のほうにつきましては当初 2,400 件ぐらいを見ておりましたが、最終的にこの件数につきまして 2,700 件くらいの対象者がいらっしゃいました。それに対しまして支給件数につきましては 2,446 件とこちらの加算のほうにつきましては、およそ 9割の方が申請をしていただいております。最終的に 1 万円の支給である高齢者も含めて、若い世代の方も含めた形での支給件数が 7割程度になったということで今回補正の減額補正をさせていただいている次第でございます。

〇議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

〇2番(吉田和子君) 2番、吉田です。申請主義ですから、前にこういったことがあったときに確 か期間もそんな長い期間ではなくて3カ月が4カ月ぐらいの期間で申請をするということを伺ってい たと思うのですが、市町村によっては対象者になるであろうと思われる方に全戸配布していますよね。 そういったことはされたのかどうかということと、その7割の内の3割というのは必要がなくて申請 しなかったのか、わからなくて申請しなかったのか、わからないですよね。本当に財政が厳しい、だ から以前質問しましたけれど、福祉灯油の灯油があれだけ上がって福祉灯油やらないのかというふう にお話しましたけれども、それより大きい金額ですよね 2,000 万円というのは。本当に一つの事業と して、どうなのだろうと。白老町民が悪いのか、行政の手法、これはほかの市町村とあまり変わらな いで、同じような方法でやっていると思いますのでね、以前保険の方の関係で、低所得者が保険の申 請をすると上限1万円負担でおわるというのがあって、それを知らないで、封筒はもらっているけれ どよくわからないで申請もしないで入院して高いお金を払っていたということで、非課税ということ さえ知らない方がいるというようなお話をしたことがあるのですが、その辺の言葉の意味、内容の説 明そういったことが十分であったかどうかということ。それから3割の人たちがどういったかかわり の人たちなのか、若い人も含まれているということですから、ただ、若い人は扶養していれば 5,000 円は上乗せになるわけですから、若い人たちは割にもらっているのかなと思うと、やはり高齢者がわ からないからもらわないというのが多いのかなというふうに、これは私の判断ですが、その辺どのよ うにとらえていますか。

〇議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) まず、受付期間でございますけれども、国が定めているのは原則3カ月いうことなのですが、白老町におきましては、5カ月間の受付期間を設けまして実施いたしました。あと、全戸配布という形で他市町村が、該当するであろうと思われる方については全戸配布しているということなのですが、当方といたしましては、あくまでも国の考えが申請主義ということでやっておりましたが、やはり受付期間の途中で余りにも申請件数が少ない状況ということで、税務課と先ほどお話した通り協力いたしまして、26年度の住民税の非課税者の方を対象に、今回のこの臨時福祉給付金の対象になるであろうという文書を発送いたしました。同時に申請書も発送させていただいて、受付を勧奨いたしました経緯もございます。あと、この7割以外の3割の方がどういう人なのかというお話なのですが、先ほど加算のほうの対象の方がおよそ9割の申請ということであれば、お話にありました高齢者の方。高齢者の方というのは主に年金を受給している方々が対象になるのですが、この高齢者の方々については、おおよそ申請はされているというふうに当方は考えてございます。逆に3割の方につきましては、こういう加算のない方で簡単に言えば若い世代の方が申請されていないのではなかろうかと、そこまでの分析は実際にはまだしておりませんが、加算の支給件数から見ますと、そういうことが考えられるのではないかと推測しております。

〇議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

〇2番(吉田和子君) 今回の場合は 5,000 円の付加されているのは基礎年金とか、扶養手当を受給している人たちということなのですよね。いま大体予測でお話しされましたけれども、年金の人は大体いただいているのではないかということなのですが、子育てにお金が掛かる人たちが 1 万 5,000 円のお金を受け取らないでやっているということに対しても、私は白老町が本当に町民を守っていくっていう体制づくり、それから町長の 27 年度の執行方針にも書かれていました。地域福祉のところにも臨時福祉給付金の支給の事業を行いますと、子育て支援に対しても子育て世帯臨時特例給付金の支給

を行いますということですが、2,000 人の方が受け取っていないという、2,000 なのかどうか 2,000 万だから 2,000 人と思ったら 1 万 5,000 円もいると 1,800 人、そういう方たちが受け取らなかったということに対して、やはり町として何かを考えなければいけないんじゃないかと思うのですね。私も今回質問させていただきますけれど、子育て支援だとかいろんな計画を次々つくって本当に子供たちを守ろう、家庭を守ろう、子供子育てしやすくしよう、医療費を無料化にしようといろんなことやっています。しかし、なかなか解決策が見つからない、そういった中でたまたまこういった給付制度があったときにそれを受けとらない町民が悪いのか、行政に問題があるのかどっちなのだろうと考えたのですけれども、その辺もう一度この制度をきちっと活用できるように、また受け取らない人がいないような方向性を、しっかりと組んでいっていただきたいというふうに思います。それともう 1 点、この特別給付金の制度に伴って申請をしてあげますよと、振り込め詐欺に気をつけなさいということが同時に打ち出されておりましたけれども、白老町ではそういった被害にあった方はいらっしゃらなかったかどうか、その点伺います。

〇議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。

〇健康福祉課長(長澤敏博君) 町長の町政執行方針のほうにもございまして、27 年度のこの臨時福 祉給付金及び子育て特例臨時給付金の支給を行うということで、国のほうも予算化に向けて今、国会 のほうで審議しているということを聞いております。こちらについては26年度と違いまして今度は加 算金がないということで、一律お1人 6,000 円の支給、子育てのほうは1人児童について 3,000 円の 支給ということで、国のほうから情報が届いております。当方におきましても、今、国からきている 情報と精査いたしまして、次年度の支給に向けていろいろ準備している中で、今お話のありました今 回の 26 年度の支給に対しましての支給率の低さ、こちらについてのやり方というのは、やはりいろい ろと考えていかなければならない部分というのは当然あるかと思います。ただ、やはり国からの通知 の中で、個人情報の関係がありますよと言うのも一つのネックにはなるのですが、その辺は税情報を 掌握しております税務課、こちらのほうと協力しまして文書による奨励やいろいろな部分での皆さん への周知、いま、うちのほうでも昨年も実施いたしましたが、高齢者や障害者の方につきましては、 各事業所、ケアマネ事業所のほうに協力を得まして申請に向けていろいろと協力していただきたいと いうことでお願いもしておりますので、27 年度につきましても、なお一層そういう形での協力をして いただくような方法も考えて、今年度のこの支給率を上回って 100%に近い、支給率になるような形で やっていきたいと思っております。2点目の、今回の臨時福祉給付金におけると詐欺行為等について は、担当は生活環境課のほうだと思うのですが、そちらのほうからの情報等については、私どものほ うには入ってきてないというふうに認識しております。こちらについても27年度もやはり国のほうも、 こういう詐欺行為があるということも十分注意喚起が出てくるかと思いますので、その都度、情報提 供をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長(山本浩平君) ほか。13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) まず 45 ページの、老人福祉費の中の、施設入所者措置費支弁経費、これは 6人から 2 人退所してこの減額になりましたけれど、その辺のそれぞれ経緯と、これは財源の関係は 扶助費が 875 万円落ちますよと。歳入で処置費が 120 万 2,000 円落ちていますよと。その差の部分が 多分一般財源なのかと思いますけど、これ支弁額でやっていますけれど、支弁額以上の単年度費用上乗せしていないのかどうか、あくまでも処置費の積算の計算どおりの額になっているのかどうか、その辺まず伺います。

次に、49ページのウタリ住宅新築資金貸付事業。説明では、当初は起債が 100 万円だったのが 75 万

円になって 230 万円一般財源持ち出しになっています。これは見たら、6月の補正しているのですよ。そうすれば当然起債の申請が近いですから、充当率などわかっているはずなのです。それが落ちてきたということと、この制度からいけば、230 万円一般財源になっていますけれども、きっとこれは、貸付金元利収入が入ってくると思いますけれど、この辺の部分を本人がどういう説明しているのか。ちゃんとその辺が、総額が 920 万円ですよね全部で補正して6月、今回 75 万円になったから 230 万円一般財源になっていますけれども、これ丸々一般財源だと大変な話だし、この制度からいけば、借り主が返さないといけないのですけれど、それがちゃんと償還台帳で担当のウタリ推進室の方と引き継ぎされて、その辺整理されているのかどうかということを聞きます。

- 〇議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。
- **〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君)** 老人福祉施設入所者措置費支弁費の関係です。875 万円の減額の内容につきましては、養護老人ホームに入所している方が、死亡またはほかのところに入所したということで、4名の方が退所しましてその分の減額です。現在5名の方が入所しております。1人当たり大体 200 万円ぐらいの費用がかかっておりますので、道のほうから補助金をもらっていて、町の方では200 万円くらい1人当たりかかっているという状況です。
- 〇議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。
- ○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) ウタリ住宅の貸付の関係で、起債の充当率の関係でございますけども、去年の6月に補正をさせていただいた事業でございまして、当初、北海道と協議を行っていて従来通り 100%の起債事業ということで協議が調って、そういう形で提案もさせていただいたのですが、その後の協議の条件の中で白老町はウタリ住宅の貸し付けをやっている北海道の市町村の中でも収納率は高いということで、道の補助事業に該当しないよと。低い市町村に対してはウタリ住宅に対しても、道の補助が入っているということなのですが、白老町の場合は収納率が高いということで単独事業になります。単独事業になるということは起債の対象にはなってこない、100%じゃないということで、北海道と協議した結果一般的な 75%の北海道の振興協会の資金になった訳ですけれども、こういう結果の流れでこういう状況になっております。920 万円は総額の貸付事業でございますけども、貸付者に対しては、それを年賦払い償還していただくというお話はきっちりさせていただいていると思います。詳しいことは担当課長へお願いします。
- ○議長(山本浩平君) ここで、暫時休憩に入ります。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

- ○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。
- **〇生活環境課アイヌ施策推進担当課長(廣畑真記子君)** ただいまの前田議員のご質問ですけれども、貸付者である本人に対しましては、その金額で償還する計画を立て全額返していただくことで進めておりますしお話も確実にしております。
- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- **〇13番(前田博之君)** この寿幸園の部分。今担当課長から答弁ありましたけれど、その細くて 云々と言っているわけではないのだけれども、ただ財政課長のほうからは6人が2人減ったのだと、 その部分だということはよく説明わからないし私が言っているのは、これはちゃんと支弁額で計算さ れてくるのですよね。そうすると、分担金か支弁額の何割かは町費負担になっている可能性もあるし、

だけどこれはほとんど本人も負担がありますから、月の支弁額については町の持ち出しはないと思うのです。今課長は1人 200 万円くらいあると言っていたけれども。そうすれば町は、途中退所したことによって支弁額は入らないから、町が上乗せしているという解釈になりますか。これ非常に制度上で大きな問題ですよ。定員今 50 人かな、50 人入っている 45 人になって減ったよただそれだけの支弁額できているはずです。なぜ退所になったから白老町は1人 200 万円かからないといけない、その制度上の話をしてくれませんか。1人当たり月幾らかかって、分担金幾ら、本人負担幾らとなるはずですよ。いま財政が大変厳しいのに、ただ安易に足りないから出したのではなくて、これは国の制度上でやっている支弁額をもらっているはずです。負担金も。それを私はお聞きしているのです。もう1回答弁願います。それと、ウタリの部分について何年償還で、今回この方の金利は何%でしょうか。

- 〇議長(山本浩平君) 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。
- **〇生活環境課アイヌ施策推進担当課長(廣畑真記子君)** 金利の方は2%ということでございます。 年数については25年と記憶しておりますが、ただいまもう一度確認をしてもう一度お答えさせていた だきます。
- 〇議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。
- **〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君)** 養護老人ホームの措置入所の関係ですけれども、 手元に詳しいものがないので後で答弁させていただいてよろしいでしょうか。
- 〇議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(長澤敏博君)** いま前田議員のほうで、この措置入所者の関係で寿幸園のお話でということでありましたが、このものについては寿幸園の入所者のことではなく、養護老人ホームに入所している方のことでございまして、寿幸園の分というのはこちらのほうの予算では措置はしておりません。
- 〇議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。
- **〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君)** ここで見ている予算の関係でございますけれども、 町外の養護老人ホームの措置する制度の費用でございます。
- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- **〇13番(前田博之君)** 制度上、理解しました。多分、町から要請がいっている部分はある程度地 元町が負担しなければならないとなっていますからね、そういう部分ではわかりました。

ウタリの住宅資金は、今財政課長が言ったというよりも支庁が言っているから言うけどもこのうちのウタリ資金の元利収納率がいいということで 24 年度 89.9、25 年度ちょっと下がっているこれでいいということで。道のほうでは、仮に 70 とか 60 とかあってそれ以下の収納率が悪かったら起債の率を上げるとことですが、努力しなくてもいいということですか。

- 〇議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。
- ○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 私も、担当が道の方と協議して最終的には、喧々諤々となってしまったのですけれども、そんな状況で収納率の悪い、貸し付けたものがきちっと入らない、結局一般財源を持ち出しているという経営的に成り立っていないと。いうところの市町村には道は面倒をみるけれども、きちっとある一定の収入があって、収支が整っている市町村については補助は出さないと。というような道の政策でございまして、結局起債額には起債の 100%公営住宅債という起債に当たるのですけれども、それには当らないと。ですから今回は振興協会の資金になってしまって、町としては全額貸し付けて、中身は起債と一般財源で貸し付けるということですけども、従来は 100%起債ですから、お金に色はついていませんので、全額一般財源で貸し付けて、それをしっかり償還し

てもらうというような状況ですけれども、今回中身は、借り入れと一般財源の中身になってしまった というような状況です。

- 〇議長(山本浩平君) 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。
- **〇生活環境課アイヌ施策推進担当課長(廣畑真記子君)** 先ほどの住宅の貸し付けの年数、金利についてございます。金利のほうは先ほどお答えしましたとおり2%ということで、先ほど25年というふうにお話しましたけれど、土地部分について20年、それから中古住宅リフォームで25年ということで、償還をしていただくことで進めております。
- ○議長(山本浩平君) ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) それでは次に、52 ページから 59 ページ 4 款環境衛生費の歳出について、質 疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 次に、60 ページから 67 ページ、6 款農林水産業費~7 款商工費までの歳出について、質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員

○13番(前田博之君) 65 ページの特産品普及イベント及び物産交流関係経費について、私は25年の決算でも質問したはずです。その後どうなったか聞いておりませんけども、このさっぽろオータムフェストです。これですね私もいろいろ聞いています。まず聞きたいのは参加資格、開催期間、従事者数、何人いってその中で役場の職員が何人かということです。ほとんど役場の職員がいっているのです。私も見てきたけれども。以前も、この辺をちゃんと出店者が考えるべきではないかという質問をしているはずなのです。考えるという答弁だったけれども、26 年はどうだったのかということとそれと、町が負担金の予算は計上をしていますけども、町が負担しているのか、出展者から負担金をもらっているのか。もしそうならば、なぜ負担しなければいけないのか、それとそこでの益金はどうなっているかということです。この部分についてまず伺います。

それと、65ページの子育て世代・移住者等定住促進支援事業、これは25年度も件数に対していっていません。26年度は2件といっていましたけど、これの対象者が地元なのかどうか。職業家族構成、それと、当初予算で対象とした宅地件数12件だったんですよ。ですから、今2件と言っていましたけど10件残っているのかどうか。それと25年度も合わせた現在何件残っているかどうかということと、関連して言いますけども、この事業の終期を考えたのかどうかということです。

それと、企業立地助成金の中で、先ほど同僚議員が質問していましたけれど、虎杖中後に進出する企業の関係で、先般の商工会主催で地元の高校生に対して就職のガイダンスをやりましたけれども、そこにブースを設けて地元の人の相談を受けたのか、その企業は来なかったのかどうか、その辺を伺います。

○議長(山本浩平君) 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長(本間 力君) 大きく3点質問あったかと思います。まず、特産品普及イベント及び物産交流関係経費の部分でございますが、オータムフェストの参加状況等でございますけども、まず、順番前後します。負担金に関しましては、3年ぐらい前だったと思いますが一般財源で計上したものは、事業者の負担ということですべて賄ってございます。当初からオータムフェスト、これはオータムフェストになる前はリンケージアップフェスティバルということで事業形態は変わってはいるのですが、当初から自治体ないし、広域協同組合が参加資格を有すると

いうことで自治体関係の中で主体となって、この物産イベントが開催されているということですので、 あくまで白老町として参加させていただいているところが有資格なりますので町職員がブースの責任 者ということで配置をしなければいけない事業イベントということでご理解いただきたいと思います。 また町職員の関与でございますが、観光PRそれから物産、特に大きくは白老牛のPRということで 事業者と連携して出させていただいていまして、実際今年度に関しては5日間、事業イベントの形態 が3週の中で1期から4期の期間の周期に分かれてその選択の中でこのイベントに参加することにな っております。その中で1期目の1番最初の週の5日間という形で申し込みをさせていただきまして、 その流れの中で、町職員の役割と事業者さんの役割。事業者さんの役割に関しては一事業者さんとい う形で出ておりますが、白老牛のPRということで実際のれん会、それからしらおい牛銘柄推進協議 会等とも位置づけを持って、この時期のこのイベントに出ていただける事業者ということでなかなか そのいろいろ事業を組み立てて、年間通してやっている事業者ですので、そういう意味では白老町の 出店時にご協力いただける事業者として、その関係機関中で協議をした中で組み立てているという状 況でございます。その中で、事業者さんがちょっといま数字細かいところがございませんが、事業者 さん中でも関係者3名から4名、町職員も延べ数では7人ほど交代で送り込んでいますが、実質2名 から3名の町職員を今年度も派遣いたしまして白老牛のPR、観光PR等行ってきている状況でござ います。過去からの経緯でいきますと、正直多く出していた事実もございましたが、こういった観光 PR含めた中での町職員の役割と、それから事業者さんの販売目的というところもありますが、販売 目的に関しては、極力その白老町に来ていただくことを考慮いたしまして益が少ない中、原価率もあ りますけども、極力リーズナブルな単価で出ていただいている事実でございますのでご理解いただき たいと思います。

それから、子育て世代・定住移住者等促進支援事業でございますが、今回 25 年度で 3 件、26 年度 2 件の応募がありまして、二つ決めてございます。 2 世帯とも町内在住者という形になりまして、職業については会社員というところで押さえております。それで全体の中で今回 22 区画募集をかけておりますが、当初予算では販売する割合を考慮いたしまして 7 区画分を予算措置させていただきまして今回 2 件分決まりましたが、27 年度の住宅の完成ということで一時金、商品券のそれぞれ 50 万円。100万円を除いた 2 件分の持ち越した分、664 万 8,000 円分と、さきほど言いました 7 件の予算組みの 5 件分の 705 万 9,000 円分を今回減額したという経緯でございます。

それから先週行いました合同企業説明会の方に、虎杖中学校跡に進出する予定の企業さんがブースを構えたかどうかですが、企業さんの形態としましては、今後地元に就職するという当然のことながら考えを持たれていますが、先ほどのところのスケジュール等の話もありまして、今回に関しては、この企業参加につきましては、見送った経緯ということで押さえております。また今、主たる採用中で、どうしても化学等の選考で技術者も必要な部分もございますので大学卒業生などの形もありますし、また地元でも今後採用を検討していくという中でございますので、今の段階では今回参加はできなかったのですが、今後におきましても我々としても、こういった合同説明会はスタートしておりますので、企業さんにおきましては、参加を促していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

〇議長(山本浩平君) 2 点、答弁漏れがありました。まず、さっぽろオータムフェスタの益金について。それともう1つ、子育て移住政策に関して、その終期です。

本間商工労働観光·営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長(本間 カ君) 申し訳ありません。益金に関しまし

ては、当然事業者のほうで出ていただいて、白老町のPRですが益金に関しては事業者のほうで組み立てていただいてこちらに関しては、負担金のみの負担にしております。ただ申し上げたとおり、益のほうに関しましては最大限PRでいただいているということで事業者のほうに関しましては、益が余り出てないという形の中で共通認識を持っている次第でございます。

それから子育て世代・移住者等の定住移住者等促進事業の終期でございますが、今年の予算の中でもお話していますが、3年から5年終期で検討していきたいということは以前申し上げたと思いますので、27年度は3年目ということになりますので、一定の商品券の扱いも、町内に循環しているかどうかと言いますと実際のところは建築事業者のほうに大半使われているというな実態もございます。そういった部分の検討は必要かなと思っていますので、まずは3年、27年度実施した中で、それ以降の3年から5年のスパンで検討していきたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) まず、さっぽろオータムフェストの関係ですけれど、いま答弁ありましたが私が聞いているのは、白老町の宣伝が主旨なのかあるいは、あれ見たらほとんど地元の特産品を売るというコーナーなのです。そういう部分からいけば、もうある程度、早期の段階で、職員がお手伝いをするのはわかるけれども、年数を重ねれば自律的に団体が本来やっていくべきではないのか、そういう指導がちゃんとできたのかどうかということです。何回も言うけども。初めはわかります役場の職員ちゃんと能力もありますから指導した中で、2年後くらいからその関係者が自立してできるような体制をつくっていかないと、ずっと役場の職員がスコップ持って歩くと、それが仕事だと思ったら困るのです。職員が少ないですから、企画プログラム、施策を展開する能力、そういうことに向けていかないと、向こうに人が出て行ってやったことがいいのかということがどうも私は疑問感じるのです。そういう部分で聞いているのです自立的なもの。それで収入に従業員負担金6万6,000円ありますけれども、そういう部分をどういうふうに整理されて、担当課長がそういう団体に指導しているのか。あるいはそういう町が行かなければ、延べ7人も町の職員が行くものなのかどうか、その辺をちょっと整理した中でどう考えているかお聞きしたいと思います。

それと、子育ての部分について聞きましたけれど、昨年も今年もみんな町内の方です。本来の趣旨が違いましたよね、どういう PRをしているのかホームページにのせても、よほどの関心がある人じゃないと見ないですよ。結果的にこれだけの大きな事業が、移住、子育て、町外から人をいれてくる、ただ白老町の持っている財産が町内で回っているだけの話ですよ。もう少しやっぱり本当にやるのなら、追分のように PR するとか、お金かかるかからないは別にして。もっと能力使って、よそからこないとだめです。それで私、この旭化成団地に行ってきました。後ろの山側のところを切った木はそのままにしてある。看板 1 つない。あそこに来た人はわからないですよ、ここはこういう趣旨ですというのがなければただ広報にのせても地元の人も関心ないですよ悪いけども、同じ事業やるのならそういうもうちょっと一歩踏み込んだことができないかということを聞いているのです。この年度で終わる仕事ですから、これは決算委員会で言ったって結果的に聞きっぱなしです。その辺いかがでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長(本間 力君) まず、オータムフェストの関係でございますが、繰り返しなりますけども、当初始まったころは、スタートして町職員の関与は当然高かったのも事実ですし今も延べ数でいきますと 7 人程度出してますが、管理責任というところの町職員の関与部分等最低限でしていく努力はしているつもりでございます。宣伝が目的かどうかと、当然宣

伝が目的でございます。ただ大通り8丁目会場に関しましては、ものが今の時点で本当にもう売れるような時になってきました。ただ、これに来るまでには5年ぐらいはオータムフェスタのネームバリューも踏まえてですね、実績されてきてようやくインバウンドなり、札幌市内のそういった観光者もにぎわいを重ねてきた事実でございます。26年度の事業の中で、ようやく形なってきたことも事実でございますので、それに関しましては町職員がどこまで役割を持ってやるのか、または事業者の一所懸命やっている姿も若手職員には見せていきたいと思います。そういった部分と本務でやらないといけないところも、きちっと考慮してイベントで本来業務をないがしろにするということにはならないような形は当然私としましても、スタッフに徹底していきたいという考えておりますのでご理解いただきたいともいます。

また、子育でに関しましては、結果として町内の方が実績でございました。この間、最大限周知はしてきたつもりですが 100%ではないところも事実反省としてございます。一つの事例でいきますと移住プロモーションとしまして今年度移住促進協議会の中で、名古屋のほうに置いたこの事案を持ちながらプロモーションを商工会関係事業者と、ともにプロモーションしてきた事実ですし、問い合わせは手元にはございませんが数件来ております。 4月以降の話の想定でいきますが、関心は高いところで町外からの方も申し込みを受けていただくような動きもあります。まだまだ結果が出ないところが正直なのですが、最大限プロモーション活動に関しましては、この子育で事業を複合的に総合的にいろいろな取り組み、町外からの方も呼び込んでいきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 札幌オータムフェスタばかりではないですけど、いま課長が言った事業所の一生懸命働いている姿を見せて職員を育てるということは私はどうかと思うのですが。職員の人材育成とか、そういう部分に発展するけども。本来は、地方のPRは一つの政策の中どうするか。ブースで物を売りながら宣伝する時に何が主体か整理していかないと、いまのようにこんがらがった言い方になりますよ。私は責めている訳ではないけれども、そうしないと若い職員も何をやっていいかわかならくなると思います。そういうことで、課長がそういう部分で、このことばかりではなく牛肉まつりもそうですよ。そういう部分どういうような考え方を持っているかということを、副町長の話になるかわかりませんけれども。そして、人がいない、いないと言います。それが悪いとは言いません。もっと足元を見つめて我々職員は何をしないといけないということがあると思うのです。出ることも必要ですよ、否定はしていません。そういう部分の節度はあるのかなと思います。

それともう一つ、子育ての方で名古屋行って云々じゃなくて地元から発信してどうかという部分の 組み立てがみえないのだけども、ただ名古屋行ってやったからと土地勘のない人はわからないですよ ね。もっと来てもらって土地を見てもらって、買ってもらって白老いいところだよと、そういう組み 立て方ができないのかと思います。いまの課長の話を聞いて施策の趣旨と離れているのかと思ったの ですけれど。それだけ聞いておきます。

○議長(山本浩平君) 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長(本間 力君) オータムフェスタに関しましてそれ 以外のイベントも含めてですが、ものの言い方や捉えが適切ではなかったかもしれないのですが、あ くまでその現場を見ていただく、覚えていただく、それも当然基本、町職員としてのベースがあって やはり現場を知らないで机上でという意味での若手職員というところですのでその辺をご理解いただ きたいと思います。いずれにしましてもイベントに関しましては、非常に町職員の期待度も、それと やはりそれぞれが動く役割ということで経験も高いところで関係者からも期待はされます。そういう 意味ではそこを応えながら、かつ民間主導で行く方法というのは徐々にですが改善方向になっている かなと思います。それ以外に商工会、観光協会等の職員も、多面的に協力いただいていることも事実 ですので、しっかりと町職員の役割、民間の役割も含めて今後も対応していきたいと思いますのでご 理解いただきたいと思います。

子育ての方ですが、1事例としては名古屋の話をいたしましたが、基本は町のホームページなりチラシを用いて、近隣の企業さんの方に回ったりしております。また町内の動きとしましては、この移住促進協議会の中の不動産事業者の方々とも自分たちが持っている不動産物件であったり、町の事業であったり、そういった方々ときめ細かく相談等をさせていただいております。先ほど言ったのは1事例でございますが、多面的に町外からの方も呼ぶ方法としてPRをしていく所存でございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 〇議長(山本浩平君) ほか。9番、吉谷一孝議員。
- ○9番(吉谷一孝君) いまの子育て世代・移住者等定住促進推進事業の考え方をもう一度説明していただきたいのですけれども、今の同僚議員からの説明ですと移住者ばかりにスポットがいっているのですけれど、私の理解では町内にいる子育て世代に対する定住促進ということと人口減少にもかかわるそういった世代を白老町にとどめてもらう、目的のために、子育て世代と移住者を促進するという政策だったというふうに思っていたのですが、その辺の考え方をもう一度ご説明お願いします。
- ○議長(山本浩平君) 本間商工労働観光・営業戦略担当課長。
- **○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長(本間 力君)** 基本子育て世代町内の方、または白老町に移ってくる方、両面を備えている事業として今回スタートしております。したがいまして町外の方も当然人口減少対策の中でいけば大きなウエートとしては持つつもりでおりますし、地元の人以外にも入って来られるのが最大だと思いますが、まずもって町内の方でもいろいろ住宅環境を改善していきたい向上していきたいという方もいらっしゃいますので、両面を持った中で進めるということでご理解いただきたいと思います
- ○議長(山本浩平君) ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) それは質疑なしと認めます。

次に、66ページから75ページ、8款土木費から9款消防費までの歳出について、質疑のございます 方はどうぞ。

4番、大渕紀夫議員。

〇4番(大渕紀夫君) 4番、大渕です。67 ページの町道整備事業。3分の1ぐらいが今回補正されているのですけれども、この理由は。当初予算からどうしてこういうふうになるのか。これは、持続してやるという訳にはいかないから新たにまた来年度予算になるのだけれども、そのあたりのところ。それと、単に入札が少なかっただけの話なのか。

もう一つ、土地購入ができなかったようですけれども、この理由を伺います。

- 〇議長(山本浩平君) 岩崎建設課長。
- **〇建設課長(岩崎 勉君)** 補助事業の町道整備事業の減額が多いということですございますが、これはですね、予算を決めた段階では、要望の金額はあげております。ただ、1月末あたりで国の交付決定が来るものですから、それでこの分だけ減額になっているという形でございます。そのまま残しておいたのは、もしかすると補正で付けてもらえる可能性もありましたので今まで残しておいたとい

う形でございます。

あと、土地の購入費でございます。これにつきましては何年か交渉しているのですけれども、ちょっと協力いただけない方がおりまして、その分がまた繰り越しになったという形でございます。

- 〇議長(山本浩平君) 4番、大渕紀夫議員。
- ○4番(大渕紀夫君) 4番、大渕です。わかりました。これは補正でつくという可能性もあるわけですよね。線形見ると真ん中いって土地の買収できないということで、ああいうふうになるのかもしれないけれど非常に不自然な道路の形になっているのです。ですから、毎年ずっとなかなかうまくいかない、ただ山側の方は買収に応じてくれてそれで舗道はちゃんとできました。海側がなかなかうまくいってないようですけれども、現地のトラブルも聞いているんですけどね、見通しとしてどうなのかということと、それから補正がつくということもあり得るのですかこれは。今回はいいですけれど。
- 〇議長(山本浩平君) 岩崎建設課長。
- **〇建設課長(岩崎 勉君)** これは北海道の要望よりも、国の決定は下がっておりますのでその中で 余った場合に他に使うところがあるかという形で要望が来ることがあります。その場合にもし必要で あれば補正をかけて、うちでは残っていますので国のほうに2回目の要望かけて交付決定いただいて 事業を実施するということはできると思っております。

あと、言ったとおりに中ぬけしているのは、そこの用地交渉が難航しているところでございます。 そこについてはある程度あきらめた中で、道路幅を狭くした中で何とか交通に支障のないような形で 整備できないかなということをいま検討しております。

○議長(山本浩平君) ほか、質疑のあります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

次に、74ページから81ページ、10款教育費の歳出について質疑のございます方はどうぞ。 13番、前田博之議員。

〇13番(前田博之君) 2点伺います。まず、75 ページの、学校支援地域本部事業。これ私も非常にいいことだなと思っています。前回も質問していますが、今回も臨時職員分、これは多分コーディネートの臨時職員の賃金だと思います。54 万 9,000 円も余っていますよね。これ萩野と白中がありますけどね。どういう業務をされてこれだけ余ったのか、本来ちゃんと新年度に事業計画をつくって、学校と打ち合わせをし、またボランティアと打ち合わせして、こういうことをやるとなっているはずです。金額にすれば54 万 9,000 円ですからここ日数にしたら多いのですけども、その辺をちゃんとコーディネートの方が学校と打ち合わせされて、効果のある仕事をしているかどうかという部分の内容と、実際どうだったのかお聞きしたいと思います。

それから、81 ページの給食センター運営経費の関係です。関連ですけど、先ほど町長が食育防災の関係で行政報告しました。その中でそれなりに処理をしましたと言っていますけれど、取り下げたときに議会で十分議論されたましたが今日の行政報告では通り一遍の報告ですけど、具体的にどういう処理をされたのか説明をしていただきたいのです。公の場で私たちは聞いていませんから。どういう形にしたのかということをちゃんと整理しないといけないのかなと、また職員にも厳重な云々と言い方していますけど、その辺もあわせてどういう事後処理をされたのかということを具体的に報告願います。

- 〇議長(山本浩平君) 高尾教育課長。
- 〇教育課長(高尾利弘君) 最初の学校支援地域本部事業の関係でございますけども、今回の減額に

つきましては、前年と同様になるかもしれないのですけれども、実は予算で 244 日分とっていたのが 大体 200 日程度ということで減額しております。内容としましてはあくまでもコーディネーターの賃 金ということで、コーディネーターの方はコーディネートということで学習アシストだとか、図書ボ ランティア、職業体験のコーディネーターということで各地域のボランティアと連絡をとりながら作 業をしてもらうのですけれども、その他にボランティア会議やふれあい地域塾などそっちのほうのお 手伝いを含めまして実施しています。事業も学校との関係の中で事業自体が拡大するというものでは なくて、ボランティアの方もふえてはいるんですけれども、ボランティアの方にやってもらう事業と 学校が求めている事業とのミスマッチもあって、事業が膨らんでこないということもあります。そう いった中で、昨年からもそういう中で運営協議会に白老中学校の方は初めて実施しているのですけれ ども、その中で話し合いをしながら学校でどんなことが必要なのか、ボランティアをどういうふうに 充実させて学校支援をうまくできるようになるのか等相談しながら、今後も学校支援地域本部事業を 継続実施していきたいと思うのですけれども、その中で地域コーディネーターの役割も含めて再度検 討していかなければならないですけれども、今回は日数的にもいったということで、新年度予算にお いても日数は減らした中で事業組み立てていくということで考えています。

〇議長(山本浩平君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩司君) 2点目の食育防災センターの経過につきましては、前回補正の説明会ということで、本会議の中でその取り下げということで、そのときにもご説明しましたけれども、議決案件ということでの事務取り扱いが不適正な事務処理ということで予算の部分については取り下げさせていただきました。正式な場で、個々具体的にという説明はしていませんけれども、個別の中で私ども対応させてもらったのは、事務的に手続き上きびしいということで、これについては業者との話し合いの中で、当初契約金額の中で納めてもらうということでお話をさせていただきました。ということで予算的にはこれ以上計上しないというようなことで、取り扱いをいたしました。それから職員の処分といいますか、その後ということで、きょうは行政報告でも報告さしていただきましたけれども、事務手続き上不手際ということがあったということと、議会運営上にもご迷惑をかけたというようなことで、これについては職員の分限懲戒審査委員会の中で、基準の中で、相応する処分を適応させてもらったということで、きょう行政報告させていただきました。以上です。

○議長(山本浩平君) ほか。ございませんか。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時24分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、82 ページから 87 ページ、11 款災害復旧費から 14 款諸支出金までの歳出について質疑のございます方はどうぞ。

4番、大渕紀夫議員。

○4番(大渕紀夫君) 4番、大渕です。85 ページの長期債元金償還費です。説明の中で三セク債700万円償還したと聞いたのですけれど。ここをもう少し詳しく中身をお聞きしたいと思います。もう一つ、その下の長期債利子支払費、三セク債が0.48%で借りたと。当初は金利1.5%だったと。これは3分の1ぐらいですけれど、なぜこういうふうになるのか。これからずっと三セク債はこれぐらいの金利でいくのかどうかその辺あたりを伺います。

○議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。

〇総合行政局財政担当課長(安達義孝君) まず、長期債元金償還金でございますけども、今回補正させていただいた 1,029 万円の中の内 700 万円に関しましては、今回工業団地のメガソーラーの土地の賃貸借の料金として約 558 万 6,000 円と、それから企業進出されている白老油脂さんが隣接の土地116 万 9,000 円を購入したことによって合わせて 700 万円。この部分は工業団地の収入ということから工業団地の部分については、三セク債で償還しておりますのでこの分のうち 700 万円を繰り上げの償還をしたものでございます。また長期債の利子の支払いにつきましては、2,842 万円の不用額を今回整理させていただきましたけれども、昨年新年度予算の計上の時期がちょうど 1 月頃でしたので、その際にはまだ三セク債の 10 年から 20 年の借り入れという実行をまだ行っていない状況で、年度末ぎりぎりに借り入れを行ったということで予算計上上は 1.5%で見ておりました。レート的にも公定歩合から換算しても、もう 1%を下回らないのではないかという事が見込みをしておりましたが、いままで借りている北洋銀行さんとの協議の中で従来どおりの 0.48%で借りられるということになりました。ただし、それは 10 年間 0.48%で、10 年たったときにもう一度、その当時の利率見直しを行っていくというのは、約定によってそういう借り入れになったわけでございます。以上でございます。

O議長(山本浩平君) 4番、大渕紀夫議員。

○4番(大渕紀夫君) 4番、大渕です。2点目はわかりました。1点目ですけれども工業団地の収入だからとこういうことですけれど、三セク債というのは金額が1年分まとめて返すとかそうではなくて例えば700万円でも極端なことをいうと50万円でも、返してその分だけは金利もかからなくなるというような理解でいいのかどうか。また、減債積立金で5,000万円積むことになっているのですが、そういうものをこの工業団地ではないものをここに入れるというのは、やはりそれなりの政治判断が必要だというふうになるのかどうか。

○議長(山本浩平君) 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) まず、三セク債は皆さんご存じとおり当時の臨海部土地造成事業と工業団地と土地開発公社の所有の土地を全額 20 億円ほど借りて、この間、償還してきました。当然そこから生まれる収入については、極端なはなし何 10 万円でも出ればそれに充てていくというのが本来の考え方で、今回もそのようなことでの処置をしたということでございます。また、今回 5,000 万円を減債基金に積ませていただきましたけれども、それに関しましては、当然三セク債余剰金が出ましたのでそちらの方に振り向けても構わない判断にはなっていくと思いますけれども、それについては全体の公債費の中でまだ金利の高いもの、0.48%ですのでほとんど利息が少ないという状況でございますので、まだまだ高いレートの起債が残っていますので、それを検討しながらできるだけそういうものを返していくという考え方で進めていきたいなと。もしくは、それがなければ当然三セク債に大きい額が残っていますので、そういうものに振り向けていくのも、政策の判断だと思っております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

〇13番(前田博之君) 85 ページの職員等人件費。予算計上の仕方と不用額が出ていますがその辺の考え方を聞きたいと思います。これ人件費についてはシビアに予算計上できるんですよね。今回見ますと、一般職 750 万円減額です。これと今年度の人勧のアップが 1,500 万円です。当時質問した時には既定予算の中でできるという話でした。

それと先般の議案の差しかえのときの食育防災センターの時に、事業費が足りないからといって補助金を一般財源に振りかえている。それが人件費を工事費に振りかえることによって、給与費がマイ

ナスになっていますから、当然裏をかえすと一般財源充当の予算になっていたのです。それがそうなっていれば、200 万円はこの給与費から出ていたはずです。そういう積算も合わせると、いまいった部分を合わせて 1,700 万円、今回 750 万円ですから、合わせると 2,500 万円ぐらいの不用額出ているのです。これはどういうような部分でこれだけの額になって、当初予算と今回の対比をして、この部分はこうだよと説明していただかなければ、人件費は裏に給与費の付表もついていますから、ある程度計算できるはずです。これだけ出るというのはどういうことだと思いますので、その辺伺います。

〇議長(山本浩平君) 大黒総務課長。

〇総務課長(大黒克己君) お答えいたします。まず、今回職員人件費 3,120 万円の減額補正をさせ ていただくということでご提案申し上げておりますが、そのうち大きなものを説明させていただきま すと、まず給与の中の一般職で 750 万でございます。この件につきましては、同じ給料の中でも年度 途中でプラス要因に働くものがあったり、あるいは逆にマイナス要因に働くものの増減がございます。 その中で、逆にマイナスとなる要因としては、職員が途中で退職する場合、それからもう一つは今回 新規採用が 26 年度 13 人分をみておりますが、その年齢構成が何歳なのかというところもありまして、 そこを社会人で入られるということも想定して、多少高めに取っているという部分、それから実績と 違う場合にそこに差額がうまれるという部分があります。もう一つは、土木事業等の事業費等の振り かえからくるもの、こういったものが減る要因です。当初の予算から減る要因として、約 2,000 万円 くらいあります。逆に増える要因としましては、まず年度途中で4月ですが、予算は大体1月末で固 めて予算書つくりますので、その後に人事異動等で会計間で動く場合があります。こういったものが 今回3名ほどおりまして、こういったところから約1,200万円くらいということで、差額が750万円 くらいのマイナスになるということが一つです。それからこの中で大きいのが共済費の中の一般職で 1,600 万円を今回減額の計上をさせていただいておりますが、ここの大きなものは中途退職にかかる部 分もあるのですけれど、今回は追加費用の負担という項目がございまして、その辺につきましては当 初予算を組むときに追加費用の率が幾らなのか実際はっきりしていないという現状がございます。こ れをある程度、これまでの例を参考にしながら若干多めに見込んでいるのですが、ここが実績と比べ てかなり差が出て約 1,300 万円出たというようなところでの今回の 1,600 万円の減ということになっ てございます。

それと、人勧部分ですが給与等も含めると約 1,500 万円ぐらいということで、この金額を今回の当初予算の範囲で、補正を組まないでできたという部分ですけれどこの要因がこれも退職手当負担金です。退職手当につきましては、これまで例により毎年少しずつ上がっているというところで、当初、予算で若干、下まわらないように見込んでいるのですが、ここについては実績と差ができまして、約 1,200 万円ほど出ました。いうようなところでこの辺の調整で財源補正をしないで、今回納めたというような状況になっております。以上です。

○議長(山本浩平君) ほか、質問のございます方どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

それでは次に、歳入に入ります。 5ページから 7ページまでの「第2表 繰越明許費」、「第3表 債務負担行為補正」、「第4表 地方債補正」について、質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

それでは次に、8ページから31ページまでの、歳入全般について、質疑のございます方はどうぞ。

5番、松田謙吾議員。

○5番(松田謙吾君) 5番、松田です。22 ページの寄附金です。これに関連してなのですが、けさの町長の行政報告の中で体育協会から 5,500 万円の寄附をいただいた、このようなお話がありました。体育協会に 7,000 万円くらいの委託料を払って、一方では 5,500 万円の寄付をいただいた。これは新聞にもでていたのですが、こういうのは町民にはなかなか理解できないのではないのかなと、私は向き合っている形でわかるのですが、もう少しきちっとした町民のわかりやすいあり方というのは説明が必要ではないのかなと。財政の厳しい中で、体育協会が 5,500 万円も寄付したというのが町民の考え方なのです。ずいぶん景気いいんだなと言われた方もおります。やはりきちっとした説明が必要ではないか。もともと大きなお金が、大昭和製紙から当時黒獅子旗都市対抗で優勝した時の寄付をいただいたお金なのです。それを体育振興に積んでおいたお金なのですが、そういう説明をやはりきちっとわかりやすくすべきでないのかと思うのですが、その辺の考え方をひとつお聞きしたい。

それらもう1点、この生産物売払収入というのがあるのですが、これは町内会が資源物として出す 缶の売払収入だと思うのです。私はいつも、ごみの回収で思うのですが、120万円ほど収入が入ってい ます。あれを古物商の方に缶の回収をお願いしたらどうかなと。私は古物商の方にお話ししたことが あるのです。あの缶をあなた方ただで回収したらどうかと、どちらにしろ 120万円は町に売払収入が 入るはずだけれど、この回収に何百万円も払っているはずなのです。この金額はどのぐらい払ってい るのかちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩司君) 1点目の、体育協会からの寄附金。これつきましては、朝の行政報告で申し上げた行為がありましたよということと、あわせてこの部分については、最終日に補正を上げたいというふうに思っていますので、改めて詳細については補正をあげた時点で許可が得られれば、その補正のときにご説明申し上げたいと思います。いま言える部分は概略だけになってしまうのですけれども、体育協会が平成8年だと思いますけれども、財団法人に法人化したときの基本財産が6,200万円です。このたび一般財団法人に変更なって、基本財産は300万円になるというような仕組みの中で、その基本財産を体育振興ために有効に活用するということで、今回寄附を町のほうにするというようなことなので、詳細につきましては、補正予算の時点で改めて説明させてもらおうかなというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) ペットボトルの関係をお答えしたいと思います。資源ごみの売払ということで 70 万円ほど計上させてもらっています。ペットボトルの売払につきましては、総額で約126 万 8,000 円ほどになります。それと、そのペットボトルの部分を古物商にというお話なのですけれども、一般廃棄物で出てきた場合、缶も町民の方から排出されるときに一般廃棄物のごみの中に資源ごみという形の中に入ってきますので、古物商の方の許可の部分とか、そういった部分が出てくるということがあります。それから、ビンも缶もペットボトルも収集委託しています。細い金額については資料持ってきていませんが約 2,000 万円ほどお金がかかっているというです。以上です。

〇議長(山本浩平君) 5番、松田謙吾議員。

〇5番(松田謙吾君) 1点目については、いまそういうお話ですから。でもやはり広報やなにかに、 きちっとした 5,000 万円の経緯を説明すべきだったと思います。

それから、この資源回収は缶の部分を私は言っているのです。ビンの分は資源ごみとして持っていっているのはわかりますから。缶の部分は、私はあれにも相当な経費がかかっていると思っているの

です。古物商の方にただで運んでもらえばいいのではないかと私はいつも思っています。いまの清掃会社が運ぶと相当な運賃を払っているはずです。ですから、古物商の方が、ただで運んでいくならこんないいことはないと私は前から思っているのです。こういう財政の厳しい時ですから、そういうことも考えたらどうかという質問をしたのです。

- 〇議長(山本浩平君) 高尾教育課長。
- **〇教育課長(高尾利弘君)** 体育協会の出資金のほうにつきましては、いろいろ協議の中で体育協会の理事会やそういう部分では話はしていますけれども、全体にということで新聞にも掲載されていますけども、そういった内容を広報等でも4月号とはいかないかもしれませんが、お知らせしていければと思っています。
- **○議長(山本浩平君)** もともとの経緯をちゃんと説明しなさいということ言っているのです。そうしないと町民は誤解して新聞だけ見るとただ多額の寄附をもらったというふうになるから町としても最初の時からの経緯を説明したほうかいいじゃないかという、そういうことです。

古俣教育長。

- ○教育長(古俣博之君) 今回の、体育協会からの寄附金につきましては、先ほど副町長からもありましたように補正にあげたときにその辺の経緯につきましては、議会のほうにはお知らせしたいと思います。それから、この出損金と申しているお金の最初の出どころ含めて、そのことについては今議員のほうからありましたように、町民の皆様方が新聞等ではなかなか上手に書かれていないというか、報道等はお話をして書いてもらったわけですけども、まだ十分わからない部分があるかと思うのでその辺のところの町民の皆様への説明も含めて考えていきたいと思います。
- 〇議長(山本浩平君) 竹田生活環境課長。
- **○生活環境課長(竹田敏雄君)** 缶の部分についての資源化の関係です。先ほども少しご説明させていただきましたけれども、やはり廃棄物の中に含まれる缶という部分がありまして、どうしても収集する場合には、古物商の方が古物商だけの許可で収集をするということは法律上課題があるのかなというふうに思っています。たしかに、そういう形の中で収集をすると経費的には安くなるという可能性は十分にあるというふうに考えています。収集の部分での課題、それから収集後の処理の部分でも、今実際は登別に行って資源化になっていますけれどもそれに至るまでやはり経費がかかっています。そういった部分で、できるかどうかわかりませんけれども、古物商が例えばそこの部分については買い取りをするなど、そういったことが可能になれば経費の削減ということは可能かなというふうに考えておりますけれども、これは実際できるかどうかというのは今後の課題となってくると思います。
- ○議長(山本浩平君) ほか。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

それでは、歳入及び歳出全般について、質疑漏れがございましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第10号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第5号)

○議長(山本浩平君) 日程第 10、議案第 2 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

〇町民課長(南 光男君) 議案第 2 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)。

平成 26 年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第5号)は次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,992 万1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32 億3,806 万6,000 円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(山本浩平君)全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別 会計補正予算(第2号)

○議長(山本浩平君) 日程第 11、議案第 3 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第 2 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

〇町民課長(南 光男君) 議案第3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)。

平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 199 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,703 万 2,000 円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君)全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)

○議長(山本浩平君) 日程第 12、議案第 4 号 平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田中上下水道課長。

〇上下水道課長(田中春光君) 議案第4号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,563 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12億6,882 万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計補正予算(第1号)

○議長(山本浩平君) 日程第 13、議案第 5 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補 正予算(第 1 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

赤城産業経済課港湾担当課長。

〇産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 議案第 5 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第 1 号)。

平成 26 年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ 5,927 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正 予算(第2号)

○議長(山本浩平君) 日程第 14、議案第 6 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

中村生活環境課町民活動担当課長。

〇生活環境課町民活動担当課長(中村英二君) 議案第6号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 40 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 311 万 5,000 円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正 予算(第2号)

○議長(山本浩平君) 日程第 15 号、議案第 7 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議案第7号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 775 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19億8,305 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(山本浩平君) 日程第 16、議案第 8 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正 予算(第 1 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

〇病院事務長(野宮淳史君) 議案第8号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)。

第1条 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款 病院持病収益、既定予定額9億614万3,000円、補正予定額424万7,000円、計9億1,000飛び39万円。

第 2 項 医業外収益、既定予定額 2 億 8,522 万 6,000 円、補正予定額 424 万 7,000 円、計 2 億 8,947 万 3,000 円。

平成27年2月23日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 平成26年度白老町白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営 に関する基準を定める条例の制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第 17、議案第 23 号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議23-1をお開きください。議案第23号 白老町 地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

議 23-4 議案説明でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令により定められていた「地域包括支援センターの職員及び運営の基準」について、市町村の条例により定めることとなったことから、その基準を定めるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 包括的支援事業 法第115条の45第2項から第5項までに規定する事業
 - (2) 被保険者 法第9条に規定する者
 - (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する者

(基本方針)

- 第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年 厚生省令第36号)第140条の66第4号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。) の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員数の基準)

第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。なお、第1号被保険者の数は法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする。(次条において同じ。)

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人
- 2 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超える場合の地域包括支援センターの人員配置基準は、第1項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じた人員を加えた員数とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人 員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表に定 めるところによることができる。
 - (1) 第1号被保険者の数がおおむね3.000人未満の場合
 - (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると町の地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- 4 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。
 - (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)
 - (2) 社会福祉士に準ずる者 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
 - (3) 主任介護支援専門員に準ずる者 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了し、 介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専 門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 担当する区域における第1 号被保険者の数 | 人員配置基準 |
|----------------------------|--|
| おおむね 1,000 人未満 | 第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人 |
| おおむね 1,000 人以上 2,000人未満 | 第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専ら その職務に従事する常勤の職員とする。) |
| おおむね 2,000 人以上 3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者 1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号 に掲げる者のいずれか1人 |

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

13番、前田博之議員。

- **〇13番(前田博之君)** 議案説明の中でこういう趣旨ですけど、そのように変わることによって市町村に何か義務を課せられるとか、そういう責任的な部分が生じてくるのかどうかお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。
- **〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君)** 国からの条例がおりてきたことによって、義務とか責任というのは特に課せられることはございません。今までのとおりに国の法律に基づいて行っていた内容と、行っている業務については変更ない状況で今後は運行していきます。
- ○議長(山本浩平君) ほか。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 23 号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第 18、議案第 38 号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議 38 号をお開きください。議案第 38 号、白老町介護保険事業の人員、備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議 38-2の議案説明でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

| | 1七町川岐体候事来の八貝、政備及い建省の季年寺に関する末門利山内無数 |
|--------------|--------------------------------------|
| 改正前 | 改正後 |
| | (指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件) |
| | 第7条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。 |
| | (指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 |
| | 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準) |
| | 第8条 法第59条第1項並びに第115条の24第1項及び第2項に規定 |
| | する条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 |
| | 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 |
| | 18年厚生労働省令第37号)に定めるところによる。 |
| <u>第7条</u> 略 | <u>第9条</u> 略 |
| | |

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

- 〇議長(山本浩平君) 4番、大渕紀夫議員。
- **〇4番(大渕紀夫君)** 4番、大渕です。変わることにより、例えば町が独自にやれることがふえるとか、町民が有利になるとか、何かそういうことがなくて変えるというのは合点がいかないのだけれど。地方分権で変えているのかわからないのだけれど、これを変えることによって人員を町村で変えることができるとか町民にメリットがあるとか、そういうことができるというようなことなのでしょうか。
- 〇議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。
- **○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君)** 今回の地方分権で一括法でおりてきた条例の一部 改正については、特に現行どおり業務的に人員の部分について変更はないのですが、ただ今後、国の ほうで地域包括ケアシステムの絡みで、予防の関係の介護給付で一括行っていた訪問介護、通所介護 の要支援者の部分がありますが、この部分につきましてケアプランの立て方などが変わってくるとい うことはあると思うのです。それで、こういうふうに市町村に条例を定めて、運行しやすいような形 になってるかと思います。
- ○議長(山本浩平君) ほか。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。
 - これをもって質疑を終結いたします。
 - これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 38 号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について

○議長(山本浩平君) 日程第 19、議案第 26 号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

〇総務課長(大黒克己君) 議 26-1 になります。議案第 26 号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について。

教育委員会教育長の服務に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

本文につきましては朗読を省略させていただきまして、議26-2、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例の規定は適用しない。

議案説明でございます。現行の教育委員長と教育長を統合し新たな責任者(新「教育長」)を置くことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月から施行されることに伴い、同法第11条第5項の規定に基づき、常勤の特別職の身分となる新「教育長」の服務に関する事項を条例で定める必要があることから、本条例を制定するものでございます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

...

教育委員会教育長の服務に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1 1条第5項の規定に基づき、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の勤務時間その他の勤 務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間及びその他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間及びその他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

- 第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を 得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。
 - (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同 法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16 条第1項の教育委員会の教育長については、この条例の規定は適用しない。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

3番、斎藤征信議員。

- ○3番(斎藤征信君) 3番、斎藤です。1点だけお伺いいたします。現行の教育委員制度を改定して、教育長と教育委員長を一本化するということですが、これまでどういう不備があったから、そのようにするんだと説明会の時にも説明はありましけれど、もう1回まとめてどういう不備で一本化して、どのようなメリットがあるのか、その辺をまとめて教えていただきたいと思います。
- 〇議長(山本浩平君) 高尾教育課長。
- **〇教育課長(高尾利弘君)** 今回の制度改正については責任の明確化ということで、教育委員長と教育長という、そういう関係の中でどちらが教育行政の責任者なのかわかりにくいと言ったところがまず1点大きくあると思います。大きくは大津市のいじめ問題の対応だとか、そういう部分での中で出てきたものですから、そのときの判断が今の言ったようなことも含めて、責任がはっきりしない中でそういう判断が遅れたという事実を踏まえた中で最終的にそういう形になったということでございます。
- O議長(山本浩平君) 3番、斎藤征信議員。
- **○3番(斎藤征信君)** このように改定されるに当たって国から地方の教育委員会や行政側に、そういう検討事項また意見を聞くようなものがあったのかお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 古俣教育長。
- **〇教育長(古侯博之君)** 今の前段に課長のほうから先ほどの不備、今までのところの問題点含めて話がありました。要は今までも実際的には議会の同意を得て、教育委員として町長が首長が任命する。そういう時点において既に同意、任命の段階では、教育委員の任命ですけども、教育長がだれかというふうなところは、大方おさえながら決めていたかと思います。そういうような乖離があったと。その部分も含めて責任のとり方の所在のあり方がどうなのかという、それが大津のいじめ事件のときに

大きく取り上げられたことを踏まえて、これから行政に当たる責任の所在を明らかにしなければならないということでの変更であります。そのことにつきましては、今回の新制度に向けましては、国のほうから、地方のそれぞれの教育委員会のほうにこの法についての、意見徴収などについてはないのと同じです。ただ説明の時には、いろいろと地方行政の教育長のほうから、このことについてどう変わるのか、問い合わせはそれぞれ時間的にはありましたが、特に法的な部分について意見を求められるというふうなことの段階は、全国の教育長協議会や北海道の市町村教育委員会教育長協議会については、それぞれ役員含めて私たちもそこのところに先ほど言ったような疑問点も含めて意見や要望をあげております。

〇議長(山本浩平君) ほか。ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 26 号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに 賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の 制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第 20、議案第 29 号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) 議 29−1 をお開きください。議案第 29 号 白老町職員定数条例の一部を 改正する条例の制定について。

白老町職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法を引用している条項の整備が必要であることから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

白老町職員定数条例新旧対照表

改正前

改正後

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第3項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第2の条第2項並びに消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第2項の規定に基づき、第2項並びに消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第2項の規定に基づき、議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び教育委員会の所管に属する教育機関、消防本部及び消防署、地方公営企業に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第2項並びに消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第2項の規定に基する、第2項が投資を開発を受けるの所管に属する教育を受けるの所では、とを目的とする。

以下 略

以下 略

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 29 号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第 21、議案第 30 号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) 続きまして、議案第 30 号でございます。白老町附属機関の設置に関する 条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置第)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26 年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例による改正後の別表第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の別表第1項の規定は、なおその効力を有する。

議案説明でございます。現行の教育委員長と教育長を統合した新たな責任者(新「教育長」)を置くことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年4 月から施行されることに伴い、新「教育長」が常勤の特別職の身分となること、また、「しらおい食育防災センター」の設置により、附属機関である「学校給食センター運営委員会」の名称等を改める必要があることから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

白老町附属機関の設置に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。 別表第1項中

| 白老町特別職報酬 議会の議員の議員報酬並びに町長及び 10人以内 2年 等審議会 副町長の給料の額の適否について調査 及び審議 及び審議 |
|--|
|--|

」を

| 白老町特別職報酬 | 議会の議員の議員報酬並びに町長、副 | 10人以内 | 2年 |
|----------|-------------------|-------|----|
| 等審議会 | 町長及び教育長の給料の額の適否につ | | |
| | いて調査及び審議 | | |
| | | | |

」に

改める。

別表第2項中「センター」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例による改正後の別表第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の別表第1項の規定は、なおその効力を有する。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のと おり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時34分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

〇議長(山本浩平君) 日程第 22、議案第 33 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) 議案第 33 号でございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次に、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長の教育委員として任期中においては、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

| 改正前 | | | | Ī | 改正後 | <u> </u> | | | | | | | |
|---------------|-------|------------|----|--------------|--------|----------|------|----|-------|----|----|--------------|---|
| 別表(第2条、第4条関係) | | | | | 別表 | | 4条関係 | () | | | | | |
| 職名 | 職名 | | 報酬 | | 費 弁 | 用 | | 職名 | | 報酬 | | 費用針質 | |
| | | | 区分 | 金額 | 略 | | | | | | 区分 | 金額 | 略 |
| 1 | 教育委員会 | <u>委員長</u> | 月額 | 円 37, 000 | 略 | | | 1 | 教育委員会 | 委員 | 月額 | 円 26, 000 | 略 |
| | | 委員 | | 円 26, 000 | 略 | | J | 以下 | 略 | | | | |
| 以下 | 略 | | | | | | | | | | | | |

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 33 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎報告第 1号 例月出納検査の結果報告について

報告第 2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長(山本浩平君) 日程第 23、報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について、報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第 199 条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第9項の規定により、地方自治法第 235 条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) それでは、報告第1号及び報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

| につ い 例 |
|--------|
| - |
| - |
| - |
| 例の |
| |
| |
| 条例 |
| |
| に関 |
| いて |
| する |
| |
| 一部 |
| |
| の制 |
| |
| 改正 |
| |
| 関す |
| |
| につ |
| |
| |
| 会計 |
| |

予算

議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会 計予算

議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算

議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計予算

議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算

議案第16号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計予算

議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算

議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会 計予算

日程第24、議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について、 ○議長(山本浩平君) 議案第 22 号 白老町学校給食費条例の制定について、議案第 24 号 白老町公共施設等整備基金条例 の制定について、議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32 号 特別職の職員で 常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号 白老町 放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 白老町子ども発達支援セ ンター設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改 正する条例の制定について、議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の 制定について、議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の 制定について、議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第9号 平成 27 年度白老町一般会計予算、議案第 10 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案 第 11 号 平成 27 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 12 号 平成 27 年度白老町公 共下水道事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 27 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 14 号 平成 27 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 27 年度白老町墓園造成事 業特別会計予算、議案第 16 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 27 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 27 年度白老町立介護老人保 健施設事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 27 年度白老町水道事業会計予算、議案第 20 号 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上、平成 27 年度各会計予算 12 件とこれに関連する 条例の制定、一部改正及び廃止議案 11 件、計画の変更1件の合わせて 24 議案を一括して議題に供し ます。

順次議案の提案を求めます。

議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について

○議長(山本浩平君) 議案第21号の提案を願います。

葛西教育課食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課食育防災センター開設準備担当課長(葛西吉孝君) 議案第 21 号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について。

しらおい食育防災センター設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次に、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(白老町学校給食センター条例の廃止)

2 白老町学校給食センター条例(昭和45年条例第47号)は廃止する。

次に、議案説明でございます。災害等非常時における食糧供給拠点及び平常時の学校給食の供給等の食育に関する事業を実施するしらおい食育防災センターを設置することから、地方自治法第 244 条の2の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

しらおい食育防災センター設置条例

(目的)

第1条 白老町における災害発生時等における食糧供給等の防災に関する事業及び平常時の学校給食の供給等の食育に関する事業を円滑に行うため、調理等の業務を実施する施設として、しらおい食育防災センター(以下「食育防災センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 食育防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|-----------------|
| しらおい食育防災センター | 白老郡白老町字石山68番地31 |

(職員)

第3条 食育防災センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(白老町学校給食センター条例の廃止)

2 白老町学校給食センター条例(昭和45年条例第47号)は、廃止する。

議案第22号 白老町学校給食費条例の制定について

○議長(山本浩平君) 議案第22号の提案を願います。

葛西教育課食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課食育防災センター開設準備担当課長(葛西吉孝君) 議案第 22 号 白老町学校給食費条例の 制定について。

白老町学校給食費条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次に、議案説明でございます。しらおい食育防災センターの設置により、学校給食センター条例が 廃止となることから、同条例に定められていた学校給食費に関わる基準を条例で定める必要があるた め、本条例を制定するものであります。

以上でございます。

白老町学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)に基づき実施 する学校給食に係る学校給食費(以下「給食費」という。)に関して必要な事項を定めるものとす る。

(学校給食の実施)

第2条 町は、法第4条の規定に基づき、町が設置する町立学校(白老町立学校設置条例(昭和42 年白老町条例第27号)で定める学校をいう。)に在籍するすべての児童、生徒及び学校給食を受 ける教職員等を対象に学校給食(法第3条第1項に規定する学校給食をいう。)を実施するものと する。

(給食費の額)

第3条 給食費の額は、学校給食に要する経費のうち、法第11条第2項に規定する保護者の負担す る範囲内において、教育委員会が定める額とする。

(給食費の徴収)

第4条 町長は、第2条の規定により学校給食を受ける児童、生徒の保護者(学校教育法(昭和22 年法律第26号)第16条に規定する保護者及びその他これに準じる者)及び学校給食を受ける教 職員等から給食費として徴収する。

(給食費の納付)

第5条 給食費は、当該月分を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食の試食)

- 第6条 保護者又は学校給食の普及充実を図ることを目的とした個人又は団体から学校給食の試食の 申出があった場合は、当該申出をした者に対し、学校給食を実施することができる。
- 2 前項の学校給食を実施したときは、学校給食を受けた者から第3条に規定する額を徴収する。
- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第24号の提案を願います。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 議案第 24 号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について。

白老町公共施設等整備基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白老町教育関係施設整備基金条例及び白老町都市公園づくり基金条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 白老町教育関係施設整備基金条例
 - (2) 白老町都市公園づくり基金条例

(経過措置)

次に、議案説明でございます。基金の有効かつ効果的な活用を図ることを目的として、白老町教育関係施設整備基金及び白老町都市公園づくり基金を統合し、本町の公共施設等の整備に要する財源に充てるため、本条例を制定するものである。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により設置されていた各基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

以上でございます。

白老町公共施設等整備基金条例

(設置)

第1条 本町における公用又は公共の用に供する施設(以下「公共施設等」という。)の整備に要す る資金に充てるため、白老町公共施設等整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定寄附及び予算で定める額を積み立てるものとする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分する

ものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白老町教育関係施設整備基金条例及び白老町都市公園づくり基金条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 白老町教育関係施設整備基金条例(昭和53年条例第1号)
 - (2) 白老町都市公園づくり基金条例(平成15年条例第2号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により設置されていた各基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例 の制定について

〇議長(山本浩平君) 議案第27号の提案を願います。

大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) 議案第 27 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定につい て。

白老町副町長定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。行財政改革はもとより、少子高齢化対策、人口減少対策及び 産業振興対策など地域活性化に対する新たな行政課題に迅速かつ的確に対応すべく、副町長の定数を 2人として体制の整備・強化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

白老町副町長定数条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 | | |
|-----------------------|-----------------------|--|--|
| 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1 | | |
| 61条第2項の規定に基づき、副町長の定数を | 61条第2項の規定に基づき、副町長の定数を | | |
| <u>1人</u> とする。 | <u>2人</u> とする。 | | |
| | | | |

6 9

議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第31号の提案を願います。

大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) 議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老長。

附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(給与の切替えに伴う経過措置)

2 平成 27 年4月1日(以下に「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成 30 年3月31日までの間、給与月額のほか、その差額に相当する額(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55 歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55 歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、この条例における改正後の職員の給与に関する条例附則第27項の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額として支給する。

(切替日前の異動者の号棒等の調整)

3 切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号棒又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が議切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

次のページ、議案説明でございます。人事院勧告に基づく給与改定の総合的見直しのほか、本町の 財政健全化に向けて取り組みとして、職員の給与の自主削減を継続するため、本条例の一部を改正す るものでございます。

以上でございます。

職員の給与に関する条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--------------------------|--------------------------|
| (給料) | (給料) |
| 第2条 給料は白老町職員の勤務時間、休暇等に関す | 第2条 給料は白老町職員の勤務時間、休暇等に関す |
| る条例(平成7年条例第8号。以下「勤務時間条例」 | る条例(平成7年条例第8号。以下「勤務時間条例」 |
| という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下 | という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下 |
| 「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報 | 「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報 |
| 酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴 | 酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴 |

任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手 当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地 手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 略

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手 当の月額の合計額に、100分の18を超えない範囲 内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 略

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 単身赴任手当の月額は、23,000円(規則で 定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住 居との間の交通距離(以下単に「交通距離」とい う。)が規則で定める距離以上である職員にあって は、その額に、45,000円を超えない範囲内で交 通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額) とする。

3 略

4 略

任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手 当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地 手当、管理職員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除 いたものとする。

2 略

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手 当の月額の合計額に、100分の20を超えない範囲 内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 略

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(規則で 定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住 居との間の交通距離(以下単に「交通距離」とい う。)が規則で定める距離以上である職員にあって は、その額に、70,000円を超えない範囲内で交 通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額) とする。

3 略

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第17条の3 前条第1項の規定による規則で定める職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定に よる規則で定める職にある職員が災害への対処その他 の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 零時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以 外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員 特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、 6,000円を超えない範囲内において規則で定める 額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第18項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第21条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2~3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第18項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

5~6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第18項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、その死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 略

附 則

18 当分の間、職員(行政職給料表(一)の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲

当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第21条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2~3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職 し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき 給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

5~6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、その死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 略

附 則

18 削除

げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額(当該特定職員が第12条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額(当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の給料月額からその半額を減じた額。以下この写及び附則第20項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第20項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域 手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低 号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額 に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 その基準日現在において当該特定職員 が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月 額の合計額(第19条第5項の規定の適用を受ける職 員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規 定する100分の20を超えない範囲内で規則で定め る割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職 員に支給される期末手当に係る割合を乗じて得た額 に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達 しない場合にあっては、その基準日現在において当該 特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに 対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の 適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合 計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲 内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る割合を 乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 その基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉

手当に係る割合を乗じて得た額に100分の1.5を 乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、 その基準日現在において当該特定職員が受けるべき給 料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の 合計額(同条第4項において準用する第19条第5項 の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額 に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超 えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加 算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に 係る割合を乗じて得た額)

(5) 第21条第1項から第4項まで又は第7項の規定 により支給される給与 当該特定職員に適用される次 に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 第21条第1項 前各号に定める額

イ 第21条第2項又は第3項 第1号から第3 号までに定める額に100分の80を乗じて得た額 ウ 第21条第4項 第1号及び第2号に定める額 に、同項の規定により

当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得

エ 第21条第7項 第3号に定める額に100分の 80を乗じて得た

19 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者 19 削除 が月の初日以外の日に特定職員となった場合における 同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し 必要な次項は、規則で定める。

20 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支 給される職員についての第12条から第15条までに 規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規 定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額か ら、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に 52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあって は、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の 月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの 勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当 する額を減じた額とする。

20 削除

27 職員の給料額は、平成27年4月1日から平成 28年3月31日までの間に限り、別表第1、別表第 2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、同表 に定める額に行政職給料表の職務の級が1級及び2級 の職員にあっては100分の95、3級及び4級の職 員にあっては100分の94.4、5級の職員にあっ ては100分の92、6級の職員にあっては100分 の89.2、医療職給料表(一)の職務の級の職員に あっては100分の93、医療職給料表(二)の職務

の級が1級及び2級の職員にあっては100分の95、3級及び4級の職員にあっては100分の94.4、5級の職員にあっては100分の92、医療職給料表(三)の職務の級が1級及び2級の職員にあっては100分の95、3級及び4級の職員にあっては100分の94.4、5級の職員にあっては100分の92を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額とする。

別表第1 略 別表第2 略 別表第3 略 別表第4 略 別表第1 改正 別表第2 略 別表第3 改正 別表第4 改正

議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関 する条例の一部を改定する条例の制定について

○議長(山本浩平君) 議案第32号の提案を願います。

大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) 議案第 32 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26 年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例による改正後の第1条の規定及び改正後の附則の教育長の給料額に関する規定は適用せず、この条例による改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

次のページ、議案説明でございます。本町における財政健全化に向けた取組みとして、特別職の給与の自主削減を継続するため、また、現行の教育委員長と教育長を統合し新たな責任者(新「教育長」)を置くことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月から施行されることに伴い、新「教育長」が常勤の特別職の身分となることから、所要

の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。 以上でございます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前

(趣旨)

- 法律第67号)第204条第3項の規定に基 づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの (以下「特別職の職員」という。)の給与及 び旅費の支給について必要な事項を定めるも のとする。
 - (1) 町長
 - (2) 副町長

別表第1(第3条関係)(給料)

| (5) | |
|-----|----------|
| 職名 | 給料月額 |
| 町長 | 850,000円 |
| 副町長 | 682,000円 |

別表第2 (第6条関係) (内国旅行の旅費)

| 職名 | 鉄道賃(バス | 車 賃 | 日当 | 宿泊料 | |
|-----|------------------------------|------|--------|--------|---------|
| | 賃 を 含 | (1 + | (胆振 | (1夜につ | つき) |
| | む。)、船賃 | ロメー | 管外 1 | | |
| | 及び航空賃 | トルに | 日につ | 町内 | 町外 |
| | | つき) | き) | 2313 | -371 |
| 町長 | 白老町職員等 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 叫文 | の旅費に関す | 37 | 1, 000 | 7, 000 | 12, 000 |
| 副町長 | る条例(昭和 26 年条例第 10号)に規定 | | 1, 000 | 7, 000 | 11, 000 |
| | する額 | | | | |

以下 略

別表第3(第6条関係)(移転料)

| 77.12 | -1- | (3) 0 . | | ., | クテムイコ | • | | |
|-------|-----|------------|------------|------------|------------|-----|------------|------------|
| 区 | 鉄 道 | 鉄道 | 鉄道 | 鉄 道 | 鉄道 | 鉄 道 | 鉄道 | 鉄 道 |
| 分 | 5 0 | 5 0 | 1 0 | 3 0 | 5 0 | 1, | 1, | 3 , |
| 7) | キロ | キロ | 0 + | 0 + | 0 + | 0 0 | 5 0 | 0 0 |
| | メー | メー | ㅁメ | ㅁメ | ㅁメ | 0 + | 0 + | 0 + |
| | トル | トル | − ト | − ト | − ト | ㅁㆍㅆ | ㅁメ | ㅁメ |
| | 未満 | 以上 | ル以 | ル以 | ル以 | ート | − ト | − ト |
| | | 1 0 | 上 3 | 上 5 | 上 | ル以 | ル以 | ル以 |
| | | 0 + | 0 0 | 0 0 | 1, | 上 | 上 | 上 |
| | | ㅁメ | キロ | キロ | 0 0 | 1, | 3 , | |
| | | − ト | メー | メー | 0 + | 5 0 | 0 0 | |
| | | ル未 | トル | トル | ㅁメ | 0 + | 0 + | |
| | | 満 | 未満 | 未満 | − ト | ㅁメ | ㅁ メ | |
| | | | | | ル未 | ート | − ト | |
| | | | | | 満 | ル未 | ル未 | |
| | | | | | | 満 | 満 | |

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第204条第3項の規定に基 づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの (以下「特別職の職員」という。)の給与及 び旅費の支給について必要な事項を定めるも のとする。

改正後

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長

別表第1(第3条関係)(給料)

| 職名 | 給料月額 |
|-----|----------|
| 町長 | 850,000円 |
| 副町長 | 682,000円 |
| 教育長 | 607,000円 |

別表第2 (第6条関係) (内国旅行の旅費)

| 職名 | 鉄道賃(バス賃を含 | 車 (1 | 賃キ・ | 日当(胆振 | 宿泊料 (1夜にご |) き) |
|-------------------|-------------------------------------|---------|-----|-------------------|--------------|--------------|
| | む。)、船賃 及び航空賃 | ロールつき) | メトに | 管外 1 日につ き) | 町内 | 町外 |
| 町長 | 白老町職員等 の旅費に関す | 円 37 | | 円 1, 000 | 円 7, 000 | 円 12, 000 |
| <u>副町長</u> 教育長 | る条例(昭和 26 年条例第 10号)に規定 する額 | | | 1, 000 | 7, 000 | 11, 000 |

以下 略

別表第3(第6条関係)(移転料)

| 区 | 鉄道 | 鉄道 | 鉄道 | 鉄 | 道 | 鉄 | 道 | 鉄道 | 鉄 | 道 | 鉄道 |
|-----|-----|------------|------------|----|----------|----------|----------|------------|---|----------|------------|
| 分 | 5 0 | 5 0 | 1 0 | 3 | 0 | 5 | 0 | 1, | 1 | , | 3, |
| 'D' | キロ | キロ | 0 + | 0 | + | 0 | + | 0 0 | 5 | 0 | 0 0 |
| | メー | メー | ㅁメ | | X | | X | 0 + | 0 | + | 0 + |
| | トル | トル | − ト | — | | — | | ㅁメ | П | X | ㅁメ |
| | 未満 | 以上 | ル以 | ル | 以 | ル | 以 | ート | _ | | − ト |
| | | 1 0 | 上 3 | 上 | 5 | 上 | | ル以 | ル | 以 | ル以 |
| | | 0 + | 0 0 | 0 | 0 | 1 | , | 上 | 上 | | 上 |
| | | ㅁメ | キロ | + | | 0 | 0 | 1, | 3 | , | |
| | | − ト | メー | 乂 | _ | 0 | + | 5 0 | 0 | 0 | |
| | | ル未 | トル | 1 | ル | | X | 0 + | 0 | + | |
| | | 満 | 未満 | 未清 | 茜 | <u> </u> | 1 | ㅁメ | П | X | |
| | | | | | | ル | 未 | − ト | _ | 1 | |
| | | | | | | 満 | | ル未 | ル | 未 | |
| | | | | | | | | 満 | 満 | | |

| 町長副町長 | 円 126, 000 | 円 144, 000 | 円 178, 000 | 円 220, 000 | 円 292, 000 | 円 306, 000 | 円 328, 000 | 円 381, 000 | 町長副町長教育長 | 円 126, 000 | 円 144, 000 | 円 178, 000 | 円 220, 000 | 円 292, 000 | 円 306, 000 | 円 328, 000 | 円 381, 000 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------------------|------------------------|---|---|-----------------------|--|---|--|
| 以下1~ | 略附27 | 則略 | | | | | | | 以 12 以 12 | 附2 1りめ町つ。おお7特日、る長てたいけ | か別額にはだてる はだてる なる | 平成 2 第1 の 町長に 〇 0 分 載 する 戦 月 都 | 28年 対規定 あ10 は10 な給料 対対 対対 対対 対対 対対 対対 対対 対対 対対 対対 対対 対対 対対 | 料3にて05月職期、 は3か1の乗と職手表 | 1日 00 00 じし し り り り り り り り り り り り り り り り り り | まず <u>分、</u> 得い が の 数 も も も も も も も も も も も も も | 間に 同表に 55 反し 可とす 間間日 世職の |

議案第35号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第35号の提案を願います。 坂東子ども課長。

〇子ども課長(坂東雄志君) 議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

次に、議案説明でございます。平成 24 年8月に児童福祉法第6条の3第2項が改正されたことに伴い、本町が実施している放課後児童クラブの対象児童を、現在の「小学校1学年から3学年に在学している児童」から「小学校に在学している児童」と拡大し、児童の健全育成を図るため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

白老町放課後児童クラブ条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------|--|--|--|--|--|
| (目的) | (目的) | | | | | |
| 第1条 この条例は、就労等により昼間保護 | 第1条 この条例は、就労等により昼間保護 | | | | | |
| 者が不在となる家庭の <u>小学校低学年児童</u> の健 | 者が不在となる家庭の <u>小学校に在学している</u> | | | | | |
| 全な育成を図るため、放課後児童クラブ(以 | <u>児童</u> の健全な育成を図るため、放課後児童ク | | | | | |

下「児童クラブ」という。)を設置し、も って児童福祉の増進に寄与することを目的 とする。

(対象児童)

- 第4条 児童クラブに入会できる者は、次に 掲げる児童(以下「対象児童」という。) とする。ただし、特別な理由がある場合 は、この限りでない。
- (1) 町内の<u>小学校 1 学年から 3 学年に在</u> 学している児童

(2) 略

ラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象児童)

- 第4条 児童クラブに入会できる者は、次に 掲げる児童(以下「対象児童」という。) とする。ただし、特別な理由がある場合 は、この限りでない。
 - (1) 町内の小学校に在学している児童
 - (2) 略

議案第36号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部 を改正する条例の制定について

- ○議長(山本浩平君) 議案第36号の提案を願います。 坂東子ども課長。
- **○子ども課長(坂東雄志君)** 議案第 36 号 白老町子ども発達支援センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例次のとおり制定すものとする。 平成27年2月23日提出。白老町長。

附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

議案説明でございます。平成 24 年4月に児童福祉法及び障害者総合支援法が改正されたことに伴い、特定相談支援及び障害者相談支援事業が新設され、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するすべての障害児(者)に対しサービス等利用計画書の作成が義務づけられたことで本人主体の適切な支援や相談を受けられることから、白老町においても支援センターにて当該支援事業を開始するため、条例の一部を改正するものである。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 議 36-2の附則の2番を飛ばされていましたので、これは大事だということでございますので、もう一度お願いいたします。

坂東子ども課長。

〇子ども課長(坂東雄志君) 申し訳ございません。

附則。

(白老町障害児通所支援事業条例の廃止)

2 白老町障害児通所支援事業条例(平成15年条例第3号)は廃止する。 以上でございます。

改正前

(事業)

- 第3条 支援センターは次に揚げる事業を行う。
 - (1) 障害児等の療育指導に関すること。
- (2) <u>障害児等とその家族の相談に関するこ</u>
- (3) 早期療養に関すること。
- <u>(4)</u> 子育て家庭に対する相談及び支援に関すること。
- (5) 子育て支援の普及及び啓発に関すること。
 - (6) 支援センターに係る関係機関との連絡調整及び運営に関すること。
 - (7) その他子ども発達支援に関する事業

(利用者の範囲)

- 第4条 支援センターを利用することができる者 は、町内に居住する心身及
 - びことばの発達の遅れや心配のあるこども並び に子育てに不安や悩みの
 - ある保護者等とする。

改正後

(事業)

- 第3条 支援センターは次に掲げる事業を行う。
 - (1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。)</u>
 - (2) <u>法第6条の2の2第6項に規定する障害</u> 児相談支援事業
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第1 23号。以下「障害者総合支援法」とい う。)第5条第16項に規定する基本相談支 援及び計画相談支援を行う特定相談支援事業
 - (4) 早期療育に関すること。
 - (5) 子育て家庭に対する相談及び支援に関すること。
 - <u>(6)</u> 子育て支援の普及及び啓発に関するこ と。
 - (7) 支援センターに係る関係機関との連絡調整及び運営に関すること。
 - (8) その他子ども発達支援に関する事業 (利用者の範囲)
- 第4条 支援センターを利用することができる者 は、町内に居住する心身及
 - びことばの発達の遅れや心配のあるこども並び に子育てに不安や悩みの
 - ある保護者等とする。
- 2 前条第1号から第3号までに掲げる事業は、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める 者に限り、利用の対象となる。
 - (1) 前条第1号の事業 次に掲げる者
 - ア 法第21条の5の7第9項に規定する通 所受給者証の交付を受けた者
 - イ 法第21条の6の規定による障害児通所 支援の提供の措置を受けた者
 - (2) 前条第2号の事業 法第24条の26第 1項に規定する障害児相談支援対象保護者
 - (3) 前条第3号の事業 障害者総合支援法第 51条の17第1項に規定する計画相談支援 対象保護者

(利用料)

<u>第5条 支援センターの利用料は、規則で定める。</u>

(利用料の減免)

第6条 町長は、特別な理由があると認めた場合

(職員)

<u>第5条</u> 支援センターにセンター長その他の職員 を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

は、利用料の負担の猶予又は減免することができる。

(職員)

 $\underline{\mathfrak{R}7 \underline{\mathfrak{K}}}$ 支援センターにセンター長その他の職員 を置く。

(委任)

<u>第8条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

議案第37号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制 定について

- ○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第37号の提案を願います。 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。
- **○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君)** 議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次に、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条の規定並びに第6条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の規定の例による。

議案説明でございます。介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、第1号被保険者の介護保険料率に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正され、平成27年度を初年度とする白老町介護保険事業計画(第6期)の策定に基づき、その段階ごとの介護保険料額について改正する必要があるほか、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、市町村において実施する新たな地域支援事業の実施の猶予に関して条例を定める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

| | 2214173171112 |
|-----|--|
| 改正前 | 改正後 |
| | (保険料率) 第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 |
| | 1 |

- (1)介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,700円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4 5,800円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4 9,000円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5 8,900円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6 5,400円
- (6) 次のいずれかに該当する者 78,500円
 - ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法 律第226号)第292条第1項第13号 に規定する合計所得金額をいう。以下同 じ。)が120万円未満である者であり、 かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ及び第8号イに該当する者を除く。)
- <u>(7) 次のいずれかに該当する者 85,00</u> <u>0円</u>
 - ア 合計所得金額が120万円以上190万 円未満である者であり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額についてこの号の区分による割合を 適用されたならば保護を必要としない状態 となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)及び次号イに 該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 98,10 0円
 - ア 合計所得金額が190万円以上290万 円未満である者であり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保 険料額についてこの号の区分による割合を 適用されたならば保護を必要としない状態 となるもの(令第39条第1項第1号イ

2 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 略

- 2 略
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を 有するに至った者及び(1)に係る者を除 く。)、口及びハ、第2号口、第3号口、第4 号口又は第5号口に該当するに至った第1号被 保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りによって算 定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と 当該該当するに至った日の属する月から令第3 8条第1項第1号から第5号までのいずれかに 規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

附 則 第1条~第7条 略

- <u>((1)に係る部分を除く。)に該当する者</u> を除く。)
- (9) 前各号のいずれにも該当しない者 1.1 1.200円

2 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 略

- 2 略
- 3 保険料の賦課期日後に次の各号のいずれかに 該当するに至った第1号被保険者に係る保険料 の額は、当該該当するに至った日の属する月の 前月まで月割りにより算定した当該第1号被保 険者に係る保険料の額と当該該当するに至った 日の属する月から令第39条第1項第1号から 第5号まで又は第4条第6号から第8号までの いずれかに規定する者として月割りにより算定 した保険料の額との合算額とする。
 - (1) 令第39条第1項第1号に規定する者 (同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を 有するに至った者及び同号イ(1)に規定する 者並びに同号ハに規定する者を除く。)
 - (2) 今第39条第1項第2号口に規定する者
 - (3) 令第39条第1項第3号口に規定する者
 - (4) 令第39条第1項第4号口に規定する者
 - (5) 令第39条第1項第5号ロに規定する者
 - (6) 第4条第6号イに規定する者
 - (7) 第4条第7号イに規定する者
 - (8) 第4条第8号イに規定する者 附 則

第1条~第7条 略

<u>(地域における医療及び介護の総合的な確保を</u> 推進するための関係法律等

- <u>の整備に関する法律(平成26年法律第83号)</u> 附則第14条に規定する
- <u>介護予防・日常生活総合支援事業等に関する経過</u> 措置)
- 第8条 法第115条の45第1項に規定する介 護予防・日常生活支援総合事業については、介 護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑 み、その円滑な実施を図るため、平成27年4 月1日から町長が定める日までの間は行わず、 町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間は行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

- 3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間は行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間は行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正 する条例の制定について

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第39号の提案を願います。 長澤健康福祉課長。

〇健康福祉課長(長澤敏博君) 議案第 39 号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。 平成27年2月23日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

次のページ、議案説明でございます。現在の短期入所居室 10 床のうち 5 床を減らし、その 5 床を一般居室に転換、増床することで、自宅待機者の解消及び町民の利便性の拡充を図るべく、それらの定員を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくお願いいたします。

白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

白老町立特別養護老人ホーム条例(平成19年条例第1号)の一部を次のように改正する。 第4条第1号中「50名」を「55名」に改め、同条第2号中「10名」を「5名」 に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関す る条例を廃止する条例の制定について

- ○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第42号の提案を願います。 大黒総務課長。
- **〇総務課長(大黒克己君)** 議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃 止する条例の制定について。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものと

する。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等については、この条例の規定による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和58年条例第7号)の一部を次のように改正する。 規則に次の1項を加える。

26 教育長の給料額は、平成 27 年4月1日から現に在職する教育長が教育委員会の委員としての任期を終えるまでの間、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に 100 分の 65 を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する教育長の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に掲げる額とする。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例に条例の施行に関し必要な事項、教育委員会が別に定める。 議案説明でございます。現行の教育委員長と教育長を統合し新たな責任者(新「教育長」)を置く ことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月 1日に施行されることに伴い、新「教育長」が常勤の特別職の身分となることから、本条例を廃止す るものである。

また、本町における財政健全化に向けた取り組みとして、現行の教育委員会教育長の給与の自主削減を継続するため、併せて廃止前の条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和58年条例第7号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同 法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16 条第1項の教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等については、この条例の規定による廃止前の 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。 (廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和58年条例第7号)の一部を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。
- 26 教育長の給料額は、平成27年4月1日から現に在職する教育長が教育委員会の委員としての 任期を終えるまでの間、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の65を乗 じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する教育長の当該離職日 における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に掲げる額とする。 (委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

....

議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

- ○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第44号の提案を願います。 高橋総合行政局企画担当課長。
- ○総合行政局企画担当課長(高橋裕明君) 議案第 44 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更 について。

白老町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ、議案説明でございます。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が昨年4月1日に施行され、本町が新たに同法に基づく過疎地域として公示されたことから、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て本計画を策定したところであるが、当初計画では、平成27年度に策定予定の「地方版総合戦略」の重要な要素の一つとなり得る「民族共生の象徴となる空間」整備に関連する記載が不足している箇所があることから、今後の「地方版総合戦略」の策定を見据え、「象徴空間」に関する事業等の記載を追加するとともに、当初計画策定時には想定されていなかった事業等についても記載の修正、追加等の変更を行おうとするものである。

なお、変更内容については、北海道とあらかじめ協議を行っている。 以上でございます。

議案第 9号 平成27年度白老町一般会計予算

○議長(山本浩平君) 次の議案の前にお諮りいたします。

予算議案の提案についてでありますが、「第1表 歳入歳出予算」、「第2表 債務負担行為」、「第3表 地方債」の朗読は、議案説明会において説明されてございますので、省略させていただくこととしてよろしいかお諮りいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 異議なしと認めます。 それでは、そのように取り扱うことといたします。 議案第9号の提案を願います。 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算。平成27年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ89億円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、 「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は25億円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)各項に件計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目間の流用。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしく堤案申し上げます。

議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計 予算

- ○議長(山本浩平君) 議案第10号の提案を願います。 南町民課長。
- 〇町民課長(南 光男君) 議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。 平成27年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億8,517万9,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。(一 時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)保険給付費の各項に計上された予算に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
 - (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。) に係る予算額に

過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。 平成27年2月23日提出。白老町長。 以上でございます。

議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

- ○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第11号の提案を願います。 南町民課長。
- **〇町民課長(南 光男君)** 議案第 11 号 平成 27 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。 平成 27 年度白老町の港と高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,860万8,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。平成 27 年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算

- ○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第 12 号の提案を願います。 田中上下水道課長。
- **〇上下水道課長(田中春光君)** 議案第 12 号 平成 27 年度白老町公共下水道事業特別会計予算。 平成 27 年度白老町の公共下水道事業特別か特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,241万8,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第 214 条の規定により債務負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債第)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第13号の提案を願います。

葛西教育課食育防災センター開設準備担当課長。

〇教育課食育防災センター開設準備担当課長(葛西吉孝君) 議案第 13 号 平成 27 年度白老町学校 給食特別会計予算。

平成27年度白老町の学校給食特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,610万1,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成 27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第14号の提案を願います。

赤木産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 議案第 14 号 平成 27 年度白老町港湾機能施設整備事業特 別会計予算。

平成 27 年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。 (歳入歳 出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,028万1,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。(地 方倩)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と 定める。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算

- ○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第15号の提案を願います。

中村生活環境課町民活動担当課長。

〇生活環境課町民活動担当課長(中村英二君) 議案第 15 号 平成 27 年白老町墓園造成事業特別会 計予算。

平成27年度白老町の墓園造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ307万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成 27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第16号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第16号の提案を願います。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議案第 16 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成27年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億6,535万5,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に 過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第17の提案を願います。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 議案第 17 号 平成 27 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,156万2,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一 時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,500万円と 定める。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業 特別会計予算

- ○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第 18 号の提案を願います。 野宮病院事務長。

平成 27 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳 出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億225万8,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分元請金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、5,000万円と定める。 平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算

- ○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第19号の提案を願います。 田中上下水道課長。
- **〇上下水道課長(田中春光君**) 議案第 19 号 平成 27 年度白老町水道事業会計予算。 (総則)
- 第1条 平成27年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)
- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 - (1)給水予定戸数9,417戸。
 - (2) 1 日 平 均 給 水 量 4,901 立方メートル。
 - (3)年間総給水量179万3,640立方メートル。
 - (4) 主要な建設改良事業

配水施設改良事業 1億300万円。 浄水施設整備事業 1,008万円。

次のページでございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億9,372万7,000円。各項、記載のとおり。

支出、第1款水道事業費用3億8,350万2,000円。各項、記載のとおり。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,027万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,000万8,000円、損益勘定留保資金1億7,027万円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入5,000万円。各項、記載のとおり。

支出、第1款資本的支出2億3,027万8,000円。各項、記載のとおり。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額 5,000 万円。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費 6,702 万 2,000 円。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,075万1,000円と定める。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会 計予算

- ○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第20号の提案を願います。 野宮病院事務長。
- **〇病院事務長(野宮淳史君)** 議案第 20 号 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。 (総則)
- 第1条 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)
- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
- (1)病床数58床。
- (2) 年間患者数

入院 1万2,078人。

外 来 3万375人。

(3) 1日平均患者数

入院 33人。

外 来 125人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益8億3,942万6,000円。各項、記載のとおり。

支出、第1款病院事業費用8億3,942万6,000円。各項、記載のとおり。

次のページになります。

(資本的収入支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,500万円は、当年度分損益勘定保留資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入728万円。

1 出資金 728 万円。

支出、第1款資本的支出728万円。

1 企業債償還金 728 万円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項 給食栄養総合管理システム賃貸借。

期間 平成28年度から平成31年度まで。

限度額 167 万円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に定める経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 給与費 4 億 6,104 万 1,000 円。
- (2) 交際費 51 万 9,000 円。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息等に充当するほか、運営の健全化を促進するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億7,195万円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、7,260万1,000円と定める

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(山本浩平君) ただいま議案第9号から第20号までの各会計予算12件と、これに関連する 議案12件、合わせて24件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成 27 年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議する ことは困難であると思われます。

そこで、慣例によりまして、議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付 託の上、慎重審議を行うことが適切と考えます。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第9号から第20号までの平成27年度各会計予算12件と関連議案12件、合わせて24件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査をお願いすることでご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、平成 27 年度各会計予算 12 件と関連議案 12 件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員 長の互選をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時25分

◎諸般の報告について

○議長(山本浩平君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

ただいま、休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に小西秀延議員、副委員長に山田和子議員。

付託案件の審査方よろしくお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長(山本浩平君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日 10 時から引き続き再開いたします。本日はこれを もって散会いたします。

(午後 4時26分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署名議員

署 名 議 員